

平成24年度三重県教育改革推進会議第2回第2部会 事項書

日時：平成24年11月5日（月）

13:30～16:30

場所：プラザ洞津「明日香の間」

1 部会長挨拶

2 審議事項

(1)「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

13:35～15:00

※ 休憩：15:00～15:05

(2)「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）の策定について

15:05～16:25

(3) その他

5 連絡事項

平成24年度 三重県教育改革推進会議 第2回 第2部会

日時:平成24年11月5日(月)

13:30~16:30

場所:プラザ洞津「明日香の間」(2F)

欠席:末松委員、杉浦委員

報道
傍聴
傍聴

	土肥 部会長	
多喜 委員		稲垣 委員
西田 委員		上島 委員
皆川 委員		奥田 委員
		田尾 委員

出入口

白鳥 次長	小野 副教育長	信田 次長	
----------	------------	----------	--

東 特別支援 学校整備 推進監	井坂 特別支援 教育課長	倉田 高校教育 課長	荒木 課長	加藤 推進監
--------------------------	--------------------	------------------	----------	-----------

出入口

--	--	--	--	--

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」改定版記載内容
1 ねつめい	(1) 「第二次実施計画」の趣旨	<p>県教育委員会では平成18年10月、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を策定しました。</p> <p>この「基本計画」に基づき、平成19年度から平成22年度までの「県立特別支援学校整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）を示して、県立特別支援学校の具体的な整備を進めてきました。</p> <p>現在、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後の施策の方向性を示すため、「三重県教育振興ビジョン（仮称）」の策定を進めています。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から検討を進めているところです。また、特別支援学校の整備については、施設設備等に関わる具体的な推進が必要なことから、「基本計画」や「第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行うこととし、平成23年度から平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」という。）として示すこととしました。</p>	<p>県教育委員会では平成18年10月、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を策定しました。</p> <p>この「基本計画」に基づき、平成19年度から平成22年度までの「県立特別支援学校整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）を示して、県立特別支援学校の具体的な整備を進めてきました。</p> <p>本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後の施策の方向性を示すため、「三重県教育ビジョン」を平成22年12月に策定しました。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から示しています。また、特別支援学校の整備については、施設設備等にかかわる具体的な推進が必要なことから、「基本計画」や「第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行うこととし、平成23年度から平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」という。）として示し、整備を進めてきました。</p> <p>しかしながら、平成23年度から「第二次実施計画」に基づく整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校第二次実施計画（改定版）」として示すこととしました。</p>
	(2) 「第一次実施計画」の取組の状況	<p>桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、県立特別支援学校（小学部、中学部、高等部）を、平成24年4月の開校を目途に、桑名高等学校衛生看護分校の敷地に整備を進めます。</p> <p>西日野にじ学園の過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成20年4月から、杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門を設置するとともに、平成22年4月からは、通学可能な高等部生徒を受け入れるため、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。</p> <p>津市にある城山特別支援学校と草の実リハビリテーションセンターに併設されている草の実特別支援学校は、両校とも肢体不自由児を対象としており、近隣の位置にあったことから両校を統合して管理運営を一元化し、互いの施設や設備を有効に活用できるようにするため、平成21年4月から、草の実特別支援学校を城山特別支援学校草の実分校としました。</p> <p>東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまで尾鷲小学校の施設を借用していましたが、平成21年4月から、尾鷲高等学校の施設（旧尾鷲工業高等学校校舎）に移転しました。</p> <p>訪問教育については、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング等での指導のため、肢体不自由特別支援学校において行います。そこで、現在の児童生徒の在籍状況を踏まえ、知的障がい特別支援学校の西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から北勢きらら学園に、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において行うこととし、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育の充実を図ります。</p>	<p>桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒数の増加に対応するため、県立くわな特別支援学校（小学部、中学部、高等部）を、平成24年4月に開校しました。</p> <p>左記に同じ</p> <p>左記に同じ</p> <p>左記に同じ</p> <p>訪問教育については、知的障がい特別支援学校の西日野にじ学園、稲葉特別支援学校において実施してきましたが、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング等での指導のために、肢体不自由特別支援学校において実施することが適切です。そのため西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から北勢きらら学園において、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において、実施することとしました。</p>
	(3) 整備に関する課題	<p>知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いているため、教室等の確保が難しく、学習環境の整備が急務となっています。</p> <p>特別支援学校は、広域にわたる通学区域をかかえていることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。また、これまで、関係自治体からも、整備が求められる地域があり、県内の特別支援教育の整備状況や今後の児童生徒数の推移を勘案した適正な配置について検討する必要があります。</p> <p>特別支援学校の整備と児童生徒の通学を支えるスクールバスの配備を進めてきた結果、寄宿舎に入舎する児童生徒数が減少傾向にあります。</p>	<p>左記に同じ</p> <p>左記に同じ</p> <p>左記に同じ</p>

第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」改定版記載内容
2 「第二次実施計画」の基本方針	2 5 3	<p>県教育委員会では、「三重県教育振興ビジョン（仮称）」策定のため、教育改革推進会議に部会を設置し、特別支援教育を含む様々なテーマについて検討を進めています。</p> <p>その第1部会においては、今後の特別支援教育のあり方と「第二次実施計画」の策定を検討事項として審議を重ねてきました。</p> <p>今後、早期からの一貫した教育支援が重要となることから、保育所や幼稚園、あるいは高等学校における特別支援教育の推進に伴って、特別支援学校からの助言や支援要請が増える見込まれています。また、それらの要請に的確に応えていくためには、高い専門性を活かしたセンター的機能の充実を図る必要があります。</p> <p>このことから、地域に根ざした学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるために、以下の視点から整備を進めていきます。</p>	<p>県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」策定のため、三重県教育改革推進会議に部会を設置し、特別支援教育を含む様々なテーマについて検討しました。</p> <p>「三重県教育ビジョン」には、早期からの一貫した支援体制の構築、高等学校における支援の充実、進路指導・就労支援の充実、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実等の特別支援教育の推進に関する取組内容が示され、これに基づき取組が進められています。</p> <p>このように保育所や幼稚園から高等学校に至るまで、障がいのある児童生徒についての途切れのない支援が求められる中で、児童生徒の支援情報の円滑な引継を行うための体制づくりを引き続き進めるとともに、高等学校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります。このため、教員の専門性の向上等を図るとともに、高い専門性を活かした特別支援学校による助言等のセンター的機能の充実を図る必要があります。</p> <p>このことから、地域に根ざした学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めていきます。</p>
(1) 緊急課題への対応	3	<p>知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いており、特に、高等部の生徒数の増加が著しく、教室等の確保が難しいなどの過密な状況になっている学校があります。</p> <p>このため、特別支援学校の適正配置に留意し、既存施設を有効に活用する視点から、改修等による教室の確保に努めるとともに、その準備が整うまで暫定的な校舎の設置や必要な設備などを整備し、教育環境の充実を図ります。</p>	左記に同じ
(2) 適正な規模及び配置	3	<p>県教育委員会では、現在、県立特別支援学校を15校（うち分校3校）設置していますが、そのうちの6校が津市にあります。また、15校全体では、児童生徒数が増加傾向にあります。減少している学校もあります。</p> <p>このため、県内全体を視野に入れた県立特別支援学校のあり方や適正な配置について検討し、県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。</p> <p>その際には、既存施設等を有効に活用することを基本とするとともに、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。</p>	<p>県教育委員会では、現在、県立特別支援学校を16校（うち分校3校）設置していますが、そのうちの6校が津市にあります。また、16校全体では、児童生徒数が増加傾向にあります。減少している学校もあります。</p> <p>このため、県内全体を視野に入れた県立特別支援学校のあり方や適正な配置について検討し、県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。</p> <p>その際には、既存施設等を有効に活用することを基本としつつ、地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める必要があります。また、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。</p>
(3) 高等部の教育の充実	4	<p>県立特別支援学校高等部への入学者数が増加傾向にあり、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。</p> <p>このため、県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの設置を検討するとともに、職場実習や就労体験等を中心とした職業教育の充実、キャリア教育における勤労観・職業観の育成、職能技術・生活技能を高める特色あるカリキュラムの開発、「個別的教育支援計画」を活用した中学校との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生の心を学ぶことができるよう、交流及び共同学習の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら整備を進めます。</p>	<p>県立特別支援学校高等部への入学者数が増加傾向にあり、また高等部卒業後の進路について、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。</p> <p>このため、県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの導入による特色ある教育課程の編成、外部人材を活用した職場開拓に基づく早期からの職場実習の実施、アセスメントの活用による職種と本人の適性のマッチング等を図るとともに、キャリア教育における勤労観・職業観の育成、「個別的教育支援計画」等の活用による卒業後への移行支援にかかる関係機関との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生の心を学ぶことができるよう、交流及び共同学習の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら整備を進めます。</p>
(4) 複数障がい種別への対応	4	<p>県立特別支援学校では、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しており、地域の実情や施設の整備等を踏まえ、複数の障がいへの対応も考慮し、その体制を整えます。</p> <p>このため、各地域の県立特別支援学校においても、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、多様な障がいや複数障がいへの対応が可能となるよう、学校全体の体制を整備します。</p>	左記に同じ

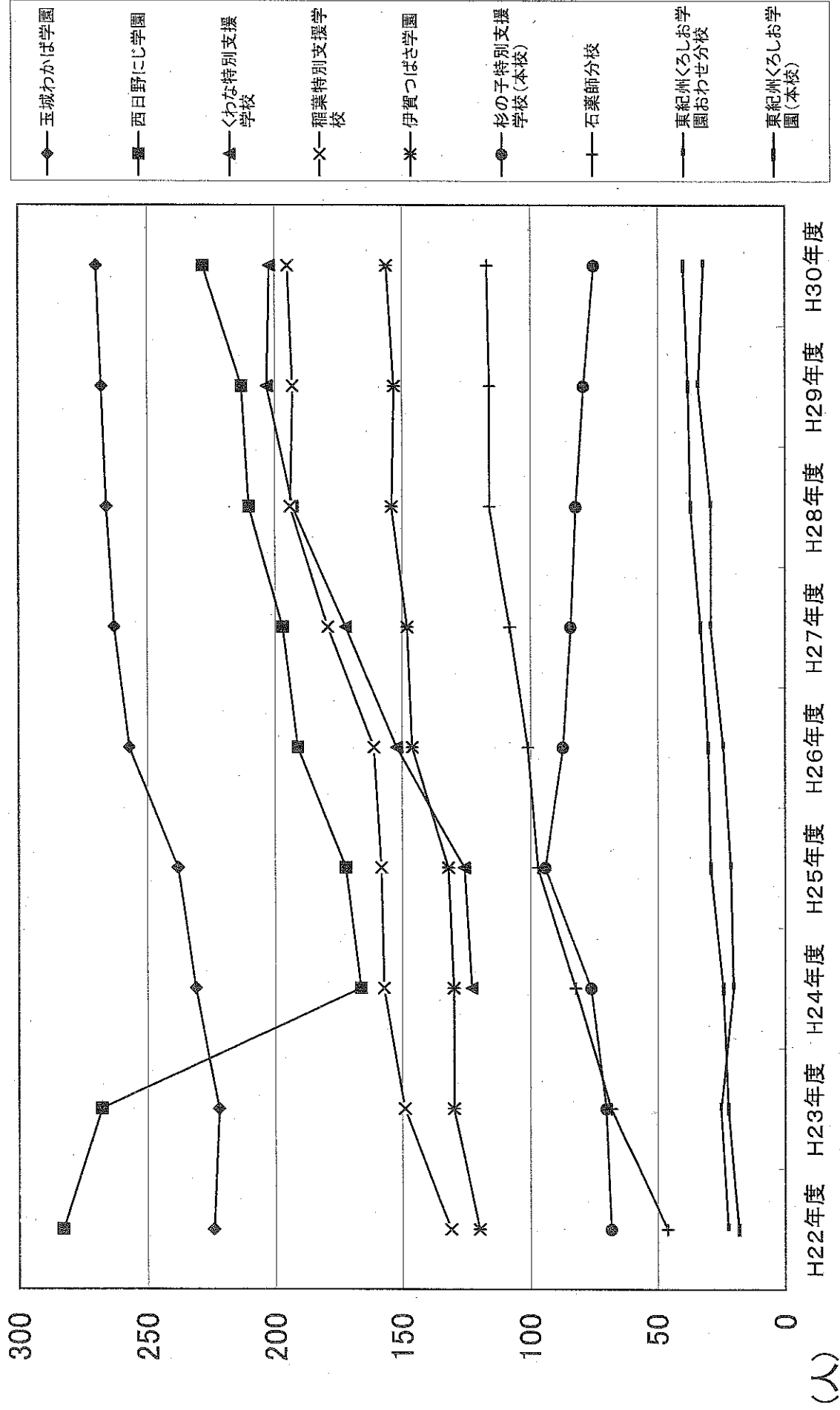
第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」改定版記載内容	
3 「第二次実施計画」期間の取組	(1) 地域における課題への対応	①東紀州地域 4	東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまでの尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)を改修し、平成21年4月に移転し、教育環境の整備を行いました。しかしながら、熊野市に設置している特別支援学校東紀州くろしお学園本校は、小・中学部が有馬小学校の施設を、高等部が木本小学校の施設を借用しているため、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているなどの課題があります。また、学校が分散していることにより、センター的機能の一体的な発揮等も課題があり、また、施設面を含めた機能統合についての検討が必要です。今後、地域の実態や地元で合意された内容を踏まえ、既存施設の有効活用を視野に入れ、可能な限り早期の整備について検討を進めます。	東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまでの尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)を改修し、平成21年4月に移転し、教育環境の整備を行いました。しかしながら、熊野市に設置している特別支援学校東紀州くろしお学園本校は、小・中学部が有馬小学校の施設を、高等部が木本小学校の施設を借用しているため、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているなどの課題があります。また、学校が分散していることにより、センター的機能の一体的な発揮等にも課題がありました。このことから施設面を含めた機能統合についての検討を進めた結果、金山パイロットファーム地内に新たな施設の整備を進めることとしました。平成25年度から測量調査等を開始し、平成●年度を目途に開校できるよう整備を進めます。
		②中勢、松阪、南勢志摩地域 5	この地域の県立特別支援学校では、通学に長時間を要する児童生徒がいるため、スクールバスの増便や運行経路の検討を進めてきました。また、知的障がいに対応する特別支援学校玉城わかば学園については、高等部生徒の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、緊急の対応として暫定的にプレハブ校舎を整備します。 また、この地域は市町村合併で行政区域に変更があったことや地形的にも広範な通学区域となっており、障がい保健福祉圏域における連携も必要なことから、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校を整備し、松阪地域における特別支援教育のセンター的機能を担う拠点校とすることを検討します。併せて玉城わかば学園の適正規模化を図ります。	この地域の県立特別支援学校では、通学に長時間を要する児童生徒がいるため、スクールバスの増便や運行経路の検討を進めてきました。また、知的障がいに対応する特別支援学校玉城わかば学園については、高等部生徒数の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、教室不足等の課題に対応するため、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校を整備について検討を重ねた結果、現在の三重中京大学の校地を活用して整備を進めることとしました。平成25年度から、地質調査と校舎設計を開始し、平成●年度を目途に開校できるように整備を進めます。併せて玉城わかば学園の暫定校舎の解消と適正規模化を図ります。
		③その他 5	小・中学校における特別支援学級の児童生徒数が全国的に急増している状況があることから、上記以外の地域においても、今後も高等部生徒数の増加が見込まれるため、今後ともその推移を早期に見極め、対応を検討します。	左記に同じ
(2) 特定の課題への対応	ア) 盲学校のあり方	①通学時間の改善 5	児童生徒が県立特別支援学校に通学するために、県全体で39台のスクールバスを配備しています。しかし、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。 このため、児童生徒の通学時の安全確保、保護者の負担軽減などの視点から、平成20年度に2台、平成21年度にもさらに3台のスクールバスを増車してきました。 現在、高等部を中心に、自立や社会参加に必要な力の育成のため、公共交通機関を活用した自力通学を推奨していますが、通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮に向け、今後も児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。	児童生徒の通学手段と安全確保、保護者の負担軽減などの視点から、スクールバスの計画的な配備を進めており、平成24年度は通学用スクールバス41台を配備しています。また、高等部を中心に自立や社会参加に必要な力の育成のため、公共交通機関を活用した自力通学を推奨しています。 しかし、通学にスクールバスが必要な児童生徒の中には、長時間に及ぶ通学時間を要する地域に居住する者がいること、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であること等の課題があります。 今後とも、運行経路の見直しを行いつつ、引き続き通学時間の短縮に向けて、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。
		校及び盲学校のあり方 6	盲学校及び聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独立し、センター的機能を十分に発揮していくことが期待されています。	左記に同じ
		ア) 盲学校のあり方 6	盲学校は、小学部、中学部への入学希望者が減少していますが、全盲、弱視、視野狭窄等の障がいに対応した県内唯一の視覚障がい教育の専門的機関として、県内の対象児童生徒の就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、センター的機能を積極的に発揮していく必要があります。 高等部及び高等部専攻科に在籍する生徒は、そのほとんどが中途障がいの成人で占められています。現状では、弱視等視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等がありますが、盲学校は、その資格取得のための専門機関としての役割を担っています。 このことから、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。	左記に同じ
		イ) 聾学校のあり方 6	聾学校は、聴覚管理、聴覚障がい児の心理状態の把握、学習上生活上の配慮の仕方などについての支援や、研修支援など県内唯一の聴覚障がい教育の専門的機関として、センター的機能の発揮が期待されており、県内各地の保育所及び幼稚園や学校から多くの相談があります。 聴覚障がい児については、特に早期からの支援が重要であり、コミュニケーション能力の向上のためには、手話等によるコミュニケーションが活発にできる集団の確保や相互の交流活動ができる場を用意する必要があります。 また、生徒の自立と社会参加に向け、就労体験の機会を十分に確保し、就労につながる高い専門的な知識や技能が習得できるよう、学校全体の指導体制を整えるとともに、教職員の専門性の向上も重要課題として取り組んでいきます。	左記に同じ

第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目		頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」改定版記載内容
	③ あり 宿舎の	6	これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮しつつ、総合的・計画的に検討を進めます。	これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮し、関係者の理解を図りながら、統合の組合せや施設設備の整備について総合的・計画的に検討を進めます。
	④ 医療・福祉等 の 連携	7	県立特別支援学校には病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。 今後、医療・福祉等の関係機関の統合や整備が想定されていることから、その進展を見極めながら対応を検討していきます。	県立特別支援学校には病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。 今後、医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されていることから、関係機関と連携して取り組むとともに、その進展を見極めながら対応を検討していきます。
	(3) 新たな課題への対応(新規)		① 新たな特別支援学校への対応 ② 杉の子特別支援学校への対応 ③ あすなる・草の実の一体整備に伴う対応	くわな特別支援学校は、「第一次実施計画」に基づき、平成24年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室の不足が生じる可能性があります。 そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。 杉の子特別支援学校石薬師分校は、「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も生徒の増加が見込まれます。 そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。 現在、草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなる学園を、「こども心身発達医療センター(仮称)」として津市大里地区に一体的に整備し、隣接する三重病院との一層の機能連携の中で、子どもの「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応する発達支援の拠点とする計画が進んでいます。 あすなる学園に入院する児童生徒の重度化によって、継続的な医療の必要性が高まっていることを踏まえ、「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体的整備に伴い、これまで津市立の小中学校分校であったあすなる分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を一体とした、新たな特別支援学校として再編することとします。 このことにより、新たな特別支援学校が県内の各特別支援学校におけるセンター的機能を牽引する役割を発揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい児や肢体不自由児等の教育支援を進めるとともに、より高度で専門的な医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して対応する総合的な支援ネットワークの構築や研修等の人材育成システムの充実に努めます。 なお、この教育支援の拠点は、病院開設にあわせて、平成29年4月の開校を目指します。
4 第三次実施計画について	(1) 「第三次実施計画」の方向性	7	1 平成27年度から平成30年度までの4年間の実施計画とします。 2 児童生徒一人ひとりの進路希望や就労ニーズを踏まえ、自立や就労を目指した高等部及び高等部専攻科の教育の充実をはかります。 3 寄宿舎については、児童生徒の通学条件や障がい種別に配慮しつつ、ソフト・ハード両面の整備の視点から、統合を具体的に進めます。	削除
	(2) 第三次以降の実施計画	7	平成27年度以降の整備計画については、「第一次実施計画」及び「第二次実施計画」の進捗状況を勘案したうえで、児童生徒や保護者のニーズ、社会の変化にあわせて、広い視野で県立特別支援学校の課題に対応していきます。	削除

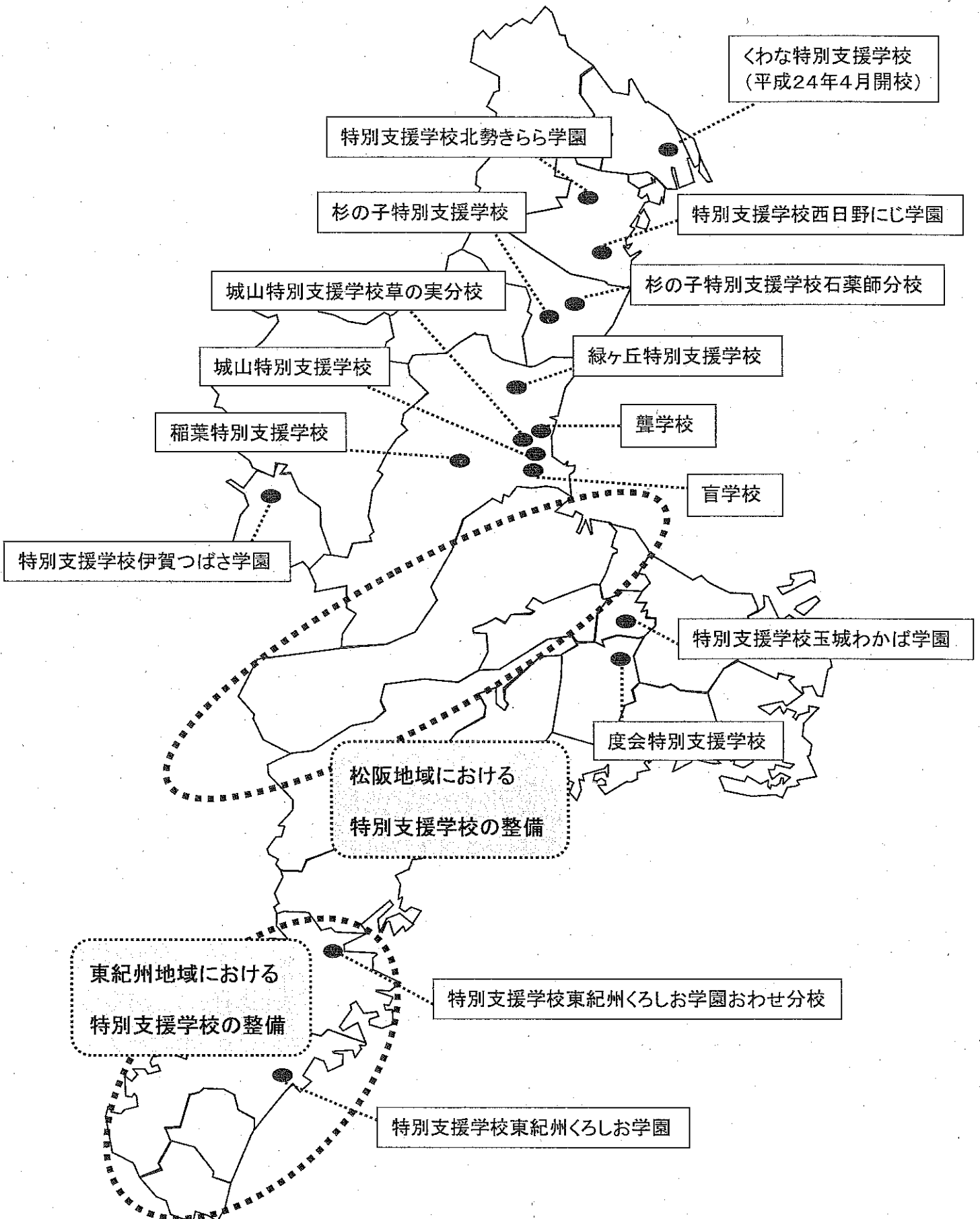
各県立特別支援学校(知的障がい教育部門)における児童生徒数の推移と今後の見込



県立特別支援学校配置図

平成24年4月現在

特別支援教育課



第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	現状	課題	計画の修正の方向性		
1 はじめに	(1) 「第二次整備計画」の趣旨	1	県教育委員会では平成18年10月、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」(基本計画)を策定しました。 この「基本計画」に基づき、平成19年度から平成22年度までの「県立特別支援学校整備第一次実施計画」(以下「第一次実施計画」という。)を示して、県立特別支援学校の具体的な整備を進めてきました。 現在、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後の施策の方向性を示すため、「三重県教育振興ビジョン(仮称)」の策定を進めています。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から検討を進めているところです。また、特別支援学校の整備については、施設設備等に関わる具体的な推進が必要なことから、「基本計画」や「第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行うこととし、平成23年度から平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」(以下「第二次実施計画」という。)として示すこととしました。	・計画を策定し、取組を進めてきた。	・新たな課題が生じており、対応が必要である。 ・計画の見直しが必要である。	・時点修正(「三重県教育振興ビジョン(仮称)」→「三重県教育ビジョン」等) ・加筆(新たな課題への対応に伴う計画の見直し)	
		(2) 「第一次実施計画」の取組の状況	1	桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、県立特別支援学校(小学部、中学部、高等部)を、平成24年4月の開校を目途に、桑名高等学校衛生看護分校の敷地に整備を進めます。	・平成24年4月に、旧桑名高等学校衛生看護分校の敷地に、くわな特別支援学校を整備し開校した。	・開校時に123名(24学級)在籍し、普通教室が満杯の状態であり、今後の教室不足が課題となっている。	・時点修正(くわな特別支援学校が平成24年4月に開校) ・課題については3(3)①に「くわな特別支援学校への対応」の項を起こして加筆
			2	西日野にじ学園の過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成20年4月から、杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門を設置するとともに、平成22年4月からは、通学可能な高等部生徒を受け入れるため、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。	・西日野にじ学園の過密化については、一定の改善を図ることができた。	・8学級規模を想定して石薬師分校(高等部)を開校したが、生徒増により平成24年度は、11学級数となり、普通教室が不足している。 ・生徒増に伴う、普通教室の不足に対応するため、作業教室を普通教室に転用している。	・修正なし ・課題については3(3)②に「杉の子特別支援学校石薬師分校への対応」の項を起こして加筆
			3	津市にある城山特別支援学校と草の爽りハビリテーションセンターに併設されている草の爽特別支援学校は、両校とも肢体不自由児を対象としており、近隣の位置にあったことから両校を統合して管理運営を一元化し、互いの施設や設備を有効に活用できるようにするため、平成21年4月から、草の爽特別支援学校を城山特別支援学校草の爽分校としました。	・県立小児心療センターあすなろ学園(発達障がい等に対応)及び県立草の爽りハビリテーションセンター(肢体不自由に対応)が、県立「こども心身発達医療センター(仮称)」として津市大里地域に移転して一体整備され、既存の国立三重病院と併せて県内の小児医療の拠点形成する計画が進んでいる。	・草の爽りハビリテーションセンターの移転に伴い、城山特別支援学校草の爽分校の整備について、検討が必要である。	・修正なし ・課題については3(3)③に「あすなろ・草の爽の一体整備への対応」の項を起こして加筆
			4	東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまで尾鷲小学校の施設を借用していましたが、平成21年4月から、尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)に移転しました。	・移転により、特別教室の確保など教育環境の改善が図られた。	・整備済み	・修正なし
			5	訪問教育については、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング等での指導のため、肢体不自由特別支援学校において行います。そこで、現在の児童生徒の在籍状況を踏まえ、知的障がい特別支援学校の西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から北勢きらら学園に、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において行うこととし、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育の充実を図ります。	・平成22年4月から西日野にじ学園の訪問教育を北勢きらら学園にて、平成23年4月から稲葉特別支援学校の訪問教育を城山特別支援学校にて、それぞれ行っている。 ・肢体不自由特別支援学校の特長を活かした訪問教育の充実を図っている。	・計画の継続	・修正なし
		(3) 整備に関する課題	1	知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いているため、教室等の確保が難しく、学習環境の整備が急務となっています。	・知的障がいに対応したくわな特別支援学校、杉の子特別支援学校石薬師分校を整備したが、児童生徒数の増加による教室不足がある。	・計画の継続(教室の確保、学習環境の整備)	・修正なし
			2	特別支援学校は、広域にわたる通学区域をかかえていることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。 また、これまで、関係自治体からも、整備が求められる地域があり、県内の特別支援教育の整備状況や今後の児童生徒数の推移を勘案した適正な配置について検討する必要があります。	・杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門の設置、同石薬師分校及びくわな特別支援学校の開校により、北勢地域における長時間通学が解消できた。	・計画の継続(児童生徒数の推移をみながら、適正な整備を進める)	・修正なし
			3	特別支援学校の整備と児童生徒の通学を支えるスクールバスの整備を進めてきた結果、寄宿舎に入舎する児童生徒数が減少傾向にあります。	・特別支援学校の整備及びスクールバスの整備に加え、入舎基準を見直した結果、寄宿舎を利用する児童生徒は減少傾向にある。	・計画の継続	・修正なし

第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	現状	課題	計画の修正の方向性
2 「第二次実施計画」 の基本方針	序文	<p>県教育委員会では、「三重県教育振興ビジョン（仮称）」策定のため、教育改革推進会議に部会を設置し、特別支援教育を含む様々なテーマについて検討を進めています。</p> <p>その第1部会においては、今後の特別支援教育のあり方と「第二次実施計画」の策定を検討事項として審議を重ねてきました。</p> <p>今後、早期からの一貫した教育支援が重要となることから、保育所や幼稚園、あるいは高等学校における特別支援教育の推進に伴って、特別支援学校からの助言や支援要請が増える見込まれています。また、それらの要請に的確に対応していくためには、高い専門性を活かしたセンター的機能の充実を図る必要があります。</p> <p>このことから、地域に根ざした学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めていきます。</p>	<p>・平成23年3月に「三重県教育ビジョン」が策定された。</p>		<p>・時点修正（「三重県教育振興ビジョン（仮称）」→「三重県教育ビジョン」等）</p> <p>・以下の2（1）（2）（3）（4）の視点は変更なし</p>
	(1) 緊急課題への対応	<p>知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いており、特に、高等部の生徒数の増加が著しく、教室等の確保が難しいなどの過密な状況になっている学校があります。</p> <p>このため、特別支援学校の適正配置に留意し、既存施設を有効に活用する視点から、改修等による教室の確保に努めるとともに、その準備が整うまで暫定的な校舎の設置や必要な設備などを整備し、教育環境の充実を図ります。</p>	<p>・杉の子特別支援学校石薬師分校、くわな特別支援学校を整備したが、依然として児童生徒数の増加に伴う過密な状況が続いている。</p> <p>・西日野にじ学園については、くわな特別支援学校を整備したた、暫定校舎については解消した。</p> <p>・玉城わかば学園は、平成23年4月より、暫定校舎による対応を行っている。</p>	<p>・石薬師分校、くわな特別支援学校については、既存施設の改修等での対応が不可能である。</p>	<p>・修正なし</p> <p>・以下の対応策について3（3）①②に加筆修正</p> <p>石薬師分校、くわな特別支援学校については、児童生数の増加が続くと予測されるため、暫定校舎ではなく、増築による対応を行う。</p> <p>・以下の対応策について3（1）②に加筆修正</p> <p>玉城わかば学園の暫定校舎については、松阪地域特別支援学校（仮称）の整備をできるだけ早期に進めることで、解消を図る。</p>
	(2) 適正な規模及び配置	<p>県教育委員会では、現在、県立特別支援学校を15校（うち分校3校）設置していますが、そのうちの6校が津市にあります。また、15校全体では、児童生徒数が増加傾向にあります。また、減少している学校もあります。</p> <p>このため、県内全体を視野に入れた県立特別支援学校のあり方や適正な配置について検討し、県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。</p> <p>その際には、既存施設等を有効に活用することを基本とするとともに、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。</p>	<p>・整備の結果、現在、県立特別支援学校を16校（うち分校3校）設置している。（くわな特別支援学校の開校により1校増加）</p> <p>・既存施設等の有効活用を基本として、特別支援学校の整備を進めてきた。</p>	<p>・既存施設の活用による整備は、津波浸水予測等と防災面への考慮、改修の規模と建築基準との適合性（蹴上高、廊下幅等）等、多くの課題がある。</p>	<p>・時点修正（特別支援学校15校→16校）</p> <p>・以下の対応策について3（3）①②に加筆修正</p> <p>・既存施設等を有効に活用することを基本としつつ、地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める必要がある。</p>
	(3) 高等部の教育の充実	<p>県立特別支援学校の高等部への入学者数が増加傾向にあり、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。</p> <p>このため、県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの設置を検討するとともに、職場実習や就労体験等を中心とした職業教育の充実、キャリア教育における勤労観・職業観の育成、職能技術・生活技能を高める特色あるカリキュラムの開発、「個別の教育支援計画」を活用した中学校との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生の心を学ぶことができるよう、交流及び共同学習の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら整備を進めます。</p>	<p>・特別支援学校の高等部教育の充実策として、職業にかかるコース制の導入を進めている。</p> <p>・「個別の教育支援計画」を活用して、中学校からの途切れない支援と連携を行い、就労を目指した教育の充実に努めている。</p> <p>・石薬師高等学校内に特別支援学校を整備したことにより、両校が連携をとって交流及び共同学習等の取組を進めている。</p>	<p>・計画の継続</p>	<p>・修正なし</p>
(4) 複数障がい種別への対応	<p>県立特別支援学校では、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しており、地域の実情や施設の整備等を踏まえ、複数の障がいへの対応も考慮し、その体制を整えます。</p> <p>このため、各地域の県立特別支援学校においても、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、多様な障がいや複数障がいへの対応が可能となるよう、学校全体の体制を整備します。</p>	<p>変更なし</p>	<p>・計画の継続</p>	<p>・修正なし</p>	

第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	現状	課題	計画の修正の方向性	
3 「第二次実施計画」期間の取組	(1) 地域における課題への対応	① 東紀州地域 4	東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまでの尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)を改修し、平成21年4月に移転し、教育環境の整備を行いました。 しかしながら、熊野市に設置している特別支援学校東紀州くろしお学園本校は、小・中学部が有馬小学校の施設を、高等部が木本小学校の施設を借用しているため、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているなどの課題があります。また、学校が分散していることにより、センター的機能の一体的な発揮等も課題があり、また、施設面を含めた機能統合についての検討が必要です。今後、地域の実態や地元で合意された内容を踏まえ、既存施設の有効活用を視野に入れ、可能な限り早期の整備について検討を進めます。	・特別支援学校東紀州くろしお学園本校は、紀南高等学校旧寄宿舎及びその隣接地への整備を進めていたが、平成23年度の紀伊半島の水害被害を受けて、当地への整備を中止し、新たな整備候補地についての検討を進めている。	・整備地の決定にあたっては、防災面を考慮した検討を進める必要がある。	・加筆修正 ・以下の対応策について3(1)①に加筆修正 ・既存施設の有効活用を基本に整備地を検討したが、防災面を考慮すると既存施設を活用した整備地の確保が困難なため、新たな用地の取得、校舎整備を検討する。 ・整備年度について確定していく。
		② 中勢、松阪、南勢志摩地域 5	この地域の県立特別支援学校では、通学に長時間を要する児童生徒がいるため、スクールバスの増便や運行経路の検討を進めてきました。また、知的障がいに対応する特別支援学校玉城わかば学園については、高等部生徒の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、緊急の対応として暫定的にプレハブ校舎を整備します。 また、この地域は市町村合併で行政区域に変更があったことや地形的にも広範な通学区域となっており、障がい保健福祉圏域における連携も必要なことから、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校を整備し、松阪地域における特別支援教育のセンター的機能を担う拠点校とすることを検討します。 併せて玉城わかば学園の適正規模化を図ります。	・平成23年4月に玉城わかば学園に暫定校舎を設置した。 ・松阪地域における特別支援学校については、松阪地域特別支援学校(仮称)整備推進協議会における整備地選定にかかる協議結果を受け、平成24年5月31日に「三重中京大学校地」を整備地と決定した。	・計画の継続	・加筆修正 ・2(1)の対応策に基づく。 ・整備地決定を受け、基本構想、教育課程等の検討は引き続き進める。 ・整備年度を確定していく。
		③ その他 5	小・中学校における特別支援学級の児童生徒数が全県的に急増している状況があることから、上記以外の地域においても、今後も高等部生徒数の増加が見込まれるため、今後ともその推移を早期に見極め、対応を検討します。	・該当地域の市町等教育委員会や県立特別支援学校等と情報交換を行い、情報を収集している。	・計画の継続	・修正なし
(2) 特定の課題への対応	① 通学時間の改善 5	児童生徒が県立特別支援学校に通学するために、県全体で39台のスクールバスを配備しています。しかし、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。 このため、児童生徒の通学時の安全確保、保護者の負担軽減などの視点から、平成20年度に2台、平成21年度にもさらに3台のスクールバスを増車してきました。 現在、高等部を中心に、自立や社会参加に必要な力の育成のため、公共交通機関を活用した自力通学を推奨していますが、通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮に向け、今後も児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。	・長時間通学解消のため計画的にバスの配備を進めている。(平成24年度、スクールバス41台) ・スクールバスの増加により、長時間通学の解消と車内の狭隘化を解消することができた。 ・高等部を中心として、入学相談時の説明や、通学指導などにより、自力通学を推奨する取組を実施している。	・児童生徒の増加や通学区域が広範囲であることから、今後も計画的なスクールバスの配備を行う必要がある。	・時点修正(スクールバスの配備状況)	
	② 盲学校及び聾学校のあり方 6	盲学校及び聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独立し、センター的機能を十分に発揮していくことが期待されています。	・修正なし	・計画の継続	・修正なし	
	ア) 盲学校のあり方 6	盲学校は、小学部、中学部への入学希望者が減少していますが、全盲、弱視、視野狭窄等の障がいに対応した県内唯一の視覚障がい教育の専門的機関として、県内の対象児童生徒の就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、センター的機能を積極的に発揮していく必要があります。 高等部及び高等部専攻科に在籍する生徒は、そのほとんどが中途障がいの成人で占められています。現状では、弱視等視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等がありますが、盲学校は、その資格取得のための専門機関としての役割を担っています。 このことから、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。	・センター的機能を発揮して、就学前の支援に積極的に取り組んでいる。 ・福祉との機能分担について、今後検討を進める。	・計画の継続	・修正なし	

第2部会 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定について

項目	頁	「県立特別支援学校整備第二次実施計画」記載内容	現状	課題	計画の修正の方向性	
イ 聾学校のあり方	6	聾学校は、聴覚管理、聴覚障がい児の心理状態の把握、学習上生活上の配慮の仕方などについての支援や、研修支援など県内唯一の聴覚障がい教育の専門的機関として、センター的機能の発揮が期待されており、県内各地の保育所及び幼稚園や学校から多くの相談があります。 聴覚障がい児については、特に早期からの支援が重要であり、コミュニケーション能力の向上のためには、手話等によるコミュニケーションが活発にできる集団の確保や相互の交流活動ができる場を用意する必要があります。 また、生徒の自立と社会参加に向け、就労体験の機会を十分に確保し、就労につながる高い専門的な知識や技能が習得できるよう、学校全体の指導体制を整えとともに、教職員の専門性の向上も重要課題として取り組んでいきます。	・聴覚障がい教育の専門性を備えた学校として教育相談、講師派遣、情報発信、研修講座、授業公開、通級指導等の充実したセンター的機能を発揮している。 ・国立三重病院耳鼻咽喉科、三重県児童相談センターとの連携により、早期からの一貫した支援体制を構築している。 ・高等部では、時代のニーズに合わせた職業教育を行うための学科改編、就労に直結した教育課程の改編の取組を始めている。	・計画の経緯	・修正なし	
	6	これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼应した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮しつつ、総合的・計画的に検討を進めます。	・寄宿舎整備協議会及びプロジェクト会議において、入舎基準や学校間のそれぞれの課題等について、検討してきた。 ・保護者説明会を開催するなど、理解を図りながら協議を進めている。	・対象児童生徒数の推移を見込み、それぞれの障がい特性や地域性等に配慮しながら、統合の組合せや施設設備の整備等を総合的・計画的に検討を進める必要がある。	・修正なし	
	7	県立特別支援学校には病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。 今後、医療・福祉等の関係機関の統合や整備が想定されていることから、その進展を見極めながら対応を検討していきます。	・県立小児心療センターあすなろ学園（発達障がい等に対応）及び県立草の実りハビリテーションセンター（肢体不自由に対応）が、県立「こども心身発達医療センター（仮称）」として津市大里地域に移転して一体整備され、既存の国立三重病院と併せて県内の小児医療の拠点を形成する計画が進んでいる。	・あすなろ学園に併設している津市立高茶屋小学校あすなろ分校と津市立南郊中学校あすなろ分校及び草の実りハビリテーションセンターに併設している県立城山特別支援学校草の実分校に在籍している児童生徒が引き続き教育を受けられるよう、こども心身発達医療センター（仮称）設置とともに教育機関となる学校を整備する必要があります。	・3（3）③として項を起こして加筆修正	
	7	県立特別支援学校には病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。 今後、医療・福祉等の関係機関の統合や整備が想定されていることから、その進展を見極めながら対応を検討していきます。	・県立小児心療センターあすなろ学園（発達障がい等に対応）及び県立草の実りハビリテーションセンター（肢体不自由に対応）が、県立「こども心身発達医療センター（仮称）」として津市大里地域に移転して一体整備され、既存の国立三重病院と併せて県内の小児医療の拠点を形成する計画が進んでいる。	・あすなろ学園に併設している津市立高茶屋小学校あすなろ分校と津市立南郊中学校あすなろ分校及び草の実りハビリテーションセンターに併設している県立城山特別支援学校草の実分校に在籍している児童生徒が引き続き教育を受けられるよう、こども心身発達医療センター（仮称）設置とともに教育機関となる学校を整備する必要があります。	・3（3）③として項を起こして加筆修正	
(3) 新たな課題への対応(新規)	別① への対応		・新規作成 ・1（2）1の課題に基づく ・2（1）、2（2）の対応策に基づく。			
	別② への対応		・新規作成 ・1（2）2の課題に基づく ・2（1）、2（2）の対応策に基づく。			
	別③ への対応		・新規作成 ・1（2）3、3（2）④の課題に基づく。			
4 第三次実施計画について	(1) 「第三次実施計画」の方向性	7	1 平成27年度から平成30年度までの4年間の実施計画とします。 2 児童生徒一人ひとりの進路希望や就労ニーズを踏まえ、自立や就労を目指した高等部及び高等部専攻科の教育の充実をはかります。 3 寄宿舎については、児童生徒の通学条件や障がい種別に配慮しつつ、ソフト・ハード両面の整備の視点から、統合を具体的に進めます。	・「第三次実施計画」を待たずに、すでに取組や検討を進めている。	・改定する「第二次実施計画」の中で、取組や検討を進めていく必要がある。	・削除
	(2) 第三次以降の実実施計画	7	平成27年度以降の整備計画については、「第一次実施計画」及び「第二次実施計画」の進捗状況を勘案したうえで、児童生徒や保護者のニーズ、社会の変化にあわせて、広い視野で県立特別支援学校の課題に対応していきます。	・変更なし	・「第三次以降の実実施計画」については、改定する「第二次実施計画」に基づく取組や検討を踏まえ、改めて策定を進める。	・削除

県立高等学校活性化計画（案）

平成24年11月

三重県教育委員会

目 次

1	はじめに	・・・	1
	(1) 県立高等学校再編活性化計画の経緯		
	(2) 県立高等学校活性化計画		
	(3) 計画期間		
2	県立高等学校の現状と課題	・・・	2
	(1) 学力等の育成		
	(2) 社会の変化に対応した人材の育成		
	(3) 多様なニーズへの対応		
	(4) 中学校卒業生数の変化への対応		
3	県立高等学校活性化の基本的な考え方	・・・	4
	(1) 教育の質の保証		
	(2) 自立し他と共に生きる人材の育成		
	(3) 多様なニーズに応える教育		
	(4) 適正規模・適正配置の推進による活性化		
4	活性化のための取組	・・・	6
	(1) 各学科の充実		
	(2) 理数教育・英語教育の充実		
	(3) キャリア教育・職業教育の充実		
	(4) 定時制課程・通信制課程の充実		
	(5) 特別支援教育の推進		
	(6) 外国人生徒教育の充実		
	(7) 諸制度に関する今後の方向性		
	①中高一貫教育		
	②単位制		
	③入学者選抜制度		
	(8) 教員の資質の向上		
	(9) 学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり		
5	各学科の教育内容の充実による活性化	・・・	14
	(1) 普通科・普通系専門学科		
	(2) 職業系専門学科		
	a 農業に関する学科		
	b 工業に関する学科		
	c 商業に関する学科		
	d 水産に関する学科		

- e 家庭に関する学科
- f 看護に関する学科
- g 情報に関する学科
- h 福祉に関する学科

(3) 総合学科

6 県立高等学校の適正規模・適正配置 . . . 22

(1) 全日制高等学校の適正規模

(2) 大規模校の適正化

(3) 小規模校の適正化

(4) 適正配置

7 各地域の県立高等学校活性化の取組 . . . 23

(1) 基本的な考え方

(2) 各地域における県立高等学校の活性化

- ① 桑員・四日市地域
- ② 鈴鹿・亀山地域
- ③ 津地域
- ④ 松阪地域
- ⑤ 伊勢志摩地域
- ⑥ 伊賀地域
- ⑦ 東紀州地域

資料 「県立高等学校の教育課程による分類」 . . . 31

「三重県中学校卒業生の推移と予測」 . . . 32

1 はじめに

(1) 県立高等学校再編活性化計画の経緯

本県では、平成14年度から23年度までを計画期間とする「県立高等学校再編活性化基本計画」に基づき、進行する少子化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図る機会ととらえ、県立高等学校の特色化・魅力化や、専門学科*1の拠点化をはじめとする適正規模・適正配置を進めてきました。

この間、計画期間を3期（平成14～16年度、平成17～19年度、平成20～23年度）に分けて「実施計画」を策定、公表するとともに、具体的な計画の推進については、各地域に保護者や地元関係者等からなる「協議会」を設置し、活性化に向けた方策を協議しながら進めてきました。

この計画による取組を踏まえ、新たな計画へと取組を引き継いでいきます。

(2) 県立高等学校活性化計画

産業構造や就業構造等、社会全体が急激に変化し、学習ニーズが一層多様化するなど、高校教育を取り巻く環境は大きな変化を続けています。また、県全体の少子化も引き続き進んでいます。

このような状況のなか、各県立高等学校の施設・設備等の環境及び教職員配置等の条件の改善を引き続き目指すとともに、教育内容の質的向上が図られ、活力ある教育活動が展開されるよう、あらゆる施策や取組を通して、活性化に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、県立高等学校がこれからも生徒にとって希望や高い志をもつていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域から信頼される存在でありつづけるため、各学校の特色を生かして今後さらに活性化していくための計画を、ここに策定します。なお、県立高等学校の適正規模・適正配置を推進することも、活性化のための重要な手段であるとして、計画の名称を「県立高等学校活性化計画」とし、児童生徒・義務教育関係者・保護者等からの県立高等学校への理解を深めることを最も重視して、この計画を広く示します。

*1 専門学科

各分野における専門的な知識・技術を身につけるための学科であり、高等学校には次の学科を設置することができる。

農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉・理数・体育・音楽・美術・外国語・国際関係に関する学科、その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

これらの学科では、原則として専門教科・科目を25単位以上履修する。

(3) 計画期間

県立高等学校活性化計画は、長期的な視野を持って取組を推進していくことから、およそ10年先を見据えたうえでの5年間（平成24年度から平成28年度まで）の計画とします。

なお、社会の変化や教育をとりまく状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

2 県立高等学校の現状と課題

県立高等学校には、全日制課程を55校に、定時制課程を13校に、通信制課程を2校に設置しており、普通科、専門学科、総合学科の割合は、およそ6：3：1となっています。進路状況については、大学等高等教育機関への進学が約66%、就職等が約34%（平成24年5月1日高校教育課調べ）となっています。

高等学校は、中学校で行われる普通教育を基礎として、大学等高等教育機関への進学や就職にあたって必要とされる力を身につけるための高度な普通教育と、職業への準備として専門的な知識・技能を身につけるための専門教育を行う役割が期待されていますが、県内の中学校卒業生の高等学校等進学率は98.4%（平成23年度卒業生）に達しており、義務教育に近い側面を持っています。このことから、高等学校は、進学や就職といった進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼすべての者が社会で生きていくために必要な力を共通して身につけることができる教育機関であると位置づけることができます。一方で、高校教育に対するニーズは、進路面だけではなくくることのできない多様なものとなっており、これに応える教育の実現が求められています。

(1) 学力等の育成

これからの激動の時代を主体的かつ創造的に生き、また社会に参画してその発展を支え、他者と共に人生を豊かなものにできるよう、必要な学力を育むことが求められています。

これからの高校教育は、生徒の興味・関心や多様な進路希望等に適切に応えることに加え、社会の変化に的確かつ柔軟に対応することが必要です。このため、各高等学校においては、それぞれが創意工夫しながら特色ある教育活動を展開するなかで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を図ることが一層重要となります。

さらに、高校教育には、生徒が自己探求と自己実現に努め豊かな人間性や社会性を身につけられるよう、総合的な人間教育の場としての役割を果たすことも求められて

います。

(2) 社会の変化に対応した人材の育成

少子化・高齢化の進行、地域コミュニティの変化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、経済構造の変化等、社会が大きく変化しています。とりわけ、若者の社会的・職業的自立に関して、非正規雇用が増えていること、早期離職者が依然として多いこと、将来働くことについて不安を感じている者が多いこと等の課題が指摘されています。これらは、本質的にはわが国をあげて取り組むべき課題ですが、高等学校における人材育成にも大きな期待が寄せられています。

(3) 多様なニーズへの対応

高等学校に求められる教育内容は、大学等高等教育機関への進学希望の実現に向けた指導、就職等に必要な専門教育、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教育等、さまざまであり、これらのニーズに応えるため、各高等学校において、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた教育を実現することが必要です。

また、現在、高等学校には、発達障がいのある生徒や日本語指導が必要な外国人生徒をはじめ、特別な教育的支援を必要とする生徒が多く在籍しています。さらに、経済的理由により修学が困難な生徒など、高等学校で学ぶにあたりさまざまな課題を有する生徒もいます。こうした生徒が安心して学校生活を送り、学習を効果的に進められるよう、今後、必要に応じて個別指導の場を設けるなど、各高等学校の課題に応じた教育環境の整備や教育内容・方法の工夫・改善を進めるとともに、支援の充実を図ることが必要です。

(4) 中学校卒業人数の変化への対応

本県の中学校卒業人数は、平成14年3月から平成24年3月までの10年間で約2,900人減少しました。これに伴い、県立高等学校の第1学年の募集定員総数もこの間に2,320人(58学級)の減となりました。今後も中学校卒業人数の減少傾向は続き、平成24年3月から平成29年3月までの5年間で約700人、平成29年3月から平成33年3月までの4年間でさらに約1,800人少なくなることが予測されています。

<中学校卒業人数の推移と予測(見込み)>

(平成24年5月1日 教育総務課調べ)

卒業年月	平成14年3月	平成24年3月	平成29年3月	平成33年3月
中学校卒業人数(人)	21,117	18,224	17,503	15,719
対 比		▲2,893	▲721	▲1,784

※ 平成29年3月と平成33年3月については社会増減を含む予測値

今後の中学校卒業生数については、一時的に増加する地域がある一方、減少が進む地域があり、地域によって大きな差が見られます。(巻末資料参照)

中学校卒業生数が一時的に増加する地域では、県立高等学校の適正規模、地域全体における課程・学科・コース*1・類型*2の適正な配置などの視点から、学級増を行う必要があります。

一方、中学校卒業生数の減少が進む地域では、減少に対応して学級数を減らすと、小規模校が増加し、生徒の学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設が困難になるとともに、生徒が集団のなかで切磋琢磨しながら学習活動や学校行事、部活動を十分に行うことができにくくなるなどの問題が生じます。こうした地域では、県立高等学校の統廃合も視野に入れ、適正な学校規模を保つことによって、各学校の学習環境を整えていく必要があります。

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

県教育委員会は、平成22年12月に、本県の公立学校教育、社会教育、スポーツに関することと、これに関係した多様な主体に係る分野の教育について、目指すべき姿を示す新しい指針として、「三重県教育ビジョン」を策定しました。そのなかで、子どもたちに育みたい力を「自立する力(輝く未来を拓く力)」と「共に生きる力(共に生きる未来を創る力)」の2つに大きく整理しました。

これを踏まえ、県立高等学校では、家庭・地域等多様な主体と連携し、学力と社会への参画力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくりに取り組んでいます。この県立高等学校活性化計画では、このことを前提に、県立高等学校の活性化に係る今後のあり方についての考え方や具体策を示し、これを推進していきます。その基本的な考え方を、以下に示します。

(1) 教育の質の保証

高等学校は、進学や就職といった進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼすべての

*1 コース

学科のなかに複数の教育課程を設置し、入学する段階でそれぞれの募集定員を定めるものをいう。「国際科学」「福祉」「情報」「文化教養(吹奏楽)」等。

*2 類型

学科のなかに複数の教育課程を設置し、入学後、生徒が希望等に応じて選択する。一般的には「コース」と呼ぶ場合があるが、入学する段階で募集定員として定められているものではないため、「コース」とは区別する。「国際」「情報」「キャリアアップ」「モータースポーツ」等。

者が社会で生きていくために必要な力を共通して身につけることができる教育機関であると位置づけられます。このことから、学ぶすべての生徒が共通に習得すべき教育内容を検討していく必要性が指摘されており、「質の保証」が議論されています。これを踏まえ、県立高等学校では、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度の3つを重要な要素とする学力を確実に定着させることを、活性化の重要な要素とします。

(2) 自立し他と共に生きる人材の育成

社会の変化に対応し、自立した社会人として人生を設計し積極的に社会参画できる人材、郷土への愛着と地域の存続・発展を支える人材、グローバルな視野に立って主体的に行動する能力や態度を身につけた人材等、自立する力と共に生きる力を育てることを基本に、人材の育成を推進していきます。とりわけ、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むキャリア教育*1を重視し、教育活動全体を通して、体系的にこれを推進することを目指します。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、地域社会と連携した教育活動を拡充すること等を通し、広く社会に貢献し、より良い社会を構築しようとする意欲や態度を育て、それを実際の行動に結びつけることができる人材の育成を推進します。

(3) 多様なニーズに応える教育

高等学校で学ぶ生徒の意欲や目的意識、興味・関心、進路希望等は多様であり、大学等高等教育機関への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、義務教育段階の学習内容の確実な定着の機会を求める生徒等、さまざまな学習ニーズが存在しています。各県立高等学校は、在籍する生徒の学習ニーズに対応し、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目的とした教科・科目を開設するなど教育課程の弾力化を進めるとともに、大学等高等教育機関との連携などを通して教育内容の充実を図ります。

また、発達障がいのある生徒や日本語指導が必要な外国人生徒等、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応に関しては、各県立高等学校の課題に対応して教育環境の整備や教育内容・方法の工夫・改善を図り、一人ひとりの自己実現や進路実現を進めます。さらに、修学支援制度等、高等学校で学ぶにあたり課題を有する生徒への支援の充実に努めます。

*1 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

(4) 適正規模・適正配置の推進による活性化

中学校卒業生数の今後の変化、とりわけ平成24年3月から平成33年3月までに卒業生数が約2,500人減少することを踏まえ、県立高等学校の統廃合を視野に入れ、適正な学校規模を保つことによって、各学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、学習環境を整えていきます。

本計画においては、こうした適正規模・適正配置の推進を各県立高等学校の活力の維持・充実を図るための活性化方策ととらえ、今後も、地域に根ざした学校づくりの観点から、協議会等での協議を踏まえて、県立高等学校の活性化を進めます。

4 活性化のための取組

「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」を踏まえ、活性化を具体的に進めるにあたっては、現状を検証し、見直し等を行いながら、必要な取組を進めます。

(1) 各学科の充実

県立高等学校の活性化を進めるにあたっては、学力や社会への参画力の育成等を図るうえで、各学科の教育内容の充実が重要です。本計画では、高等学校の学科を、「普通科及び普通科系専門学科*1」「職業系専門学科*2」「総合学科」の3つに大きく分類したうえで、そのそれぞれについて、社会の変化や多様なニーズへの対応の必要性を踏まえ、充実の方向を示します。

「普通科及び普通科系専門学科」には、大学等高等教育機関への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、義務教育段階の学習内容の確実な定着の機会を求める生徒等、さまざまな学習ニーズが存在していることを踏まえ、一人ひとりの目標達成に向けて、各学校の現状に応じた活性化の取組を行います。

「職業系専門学科」では、社会の変化や職業教育への期待、地域のニーズ等を把握して教育内容に反映し、学習した成果をより一層進路実現に生かすことを目指します。

総合学科では、一人ひとりが幅広い選択科目のなかから進路希望や適性等に応じて

*1 普通科系専門学科

本計画では、「専門学科」のうち、職業に関する学科以外の学科（理数科、体育科、英語科、国際科学科、応用デザイン科等）を、「普通科系専門学科」と呼ぶ。

*2 職業系専門学科

本計画では、「専門学科」のうち、職業に関する学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉に関する学科）を、「職業系専門学科」と呼ぶ。

学びたい科目を選択し、主体的に学習できるしゅみを十分活かすことができるよう、科目選択等に係るガイダンスの一層の充実を図るとともに、学校の実態、生徒や地域のニーズに応じて系列*1の見直し等を進めます。

各学科の充実の詳細については、「5 各学科の教育内容の充実による活性化」で示します。

(2) 理数教育・英語教育の充実

グローバルな舞台で活躍できる人材が求められるなか、高度な理数教育や実践的英語コミュニケーション能力の育成を進めるため、県立高等学校が文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）やスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）の指定を受け、こうした力の育成に取り組んできました。

今後は、理数教育及び英語教育のさらなる充実に向け、大学等高等教育機関、小中学校、企業との連携のもと、先進的・発展的な理数教育や英語教育に取り組む中核的拠点となる学校を定め、科学オリンピック大会への参加や留学への支援、教科指導の中核となる教員の養成等を行います。これらの成果を各学校に普及し、理数教育・英語教育の充実を図ります。

(3) キャリア教育・職業教育の充実

社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育むため、すべての県立高等学校において、人間関係形成に必要なコミュニケーション力や、人生のさまざまな場面や状況で課題に対応する力、適切に将来設計する力等を育成するキャリア教育に体系的に取り組めます。

具体的には、各学校が入学から卒業までのキャリア教育プログラムを策定し、各教科、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、働くことは自己実現や社会貢献につながること、仲間を大切にすべきこと等を伝えるとともに、家庭・地域・行政・大学等高等教育機関などと連携して、職業や上級学校について体験的に学習する取組等を拡充します。特に、事業所等において実際に職業を体

*1 系列

総合学科において、生徒の多様な興味・関心等に応え幅広い進路選択が可能となるよう、各学校が開設する科目群。生徒が科目選択を行うにあたり、ある程度まとまりのある学習や、進路実現に沿った科目履修ができるよう、体系性や専門性等において関連する科目を科目群としてまとめたもの。

験するインターンシップ*1 は、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を感じとるうえで非常に効果的であり、どの学科においても、取組を拡充します。

また、職業系専門学科を中心に、キャリア教育の土台のうえに専門的な知識・技術・技能及び起業家精神を育む職業教育を推進します。具体的には、生徒がより高度な技術の習得と難易度の高い資格が取得できるよう、大学等高等教育機関と連携したカリキュラムを開発します。さらに、研究機関・企業等とも連携し、専門性の高い内容の学習指導や、実践的な技術指導を行うことにより、地域産業を担うことができる人材を育成します。

加えて、雇用の多様化・流動化が進むなか、就職を希望する生徒の進路実現を図るため、各学校が行っている就職指導の内容や手順がより実践的・効果的なものとなるよう改善を進めるとともに、関係機関と連携した就職対策の充実に努めます。

(4) 定時制課程・通信制課程の充実

定時制課程・通信制課程は、以前からの「働きながら学ぶ」生徒に加え、全日制課程からの転入者、不登校経験者、過去に高校教育を受けることができなかった者、義務教育段階での学習内容の確実な定着を求める者等、さまざまな入学動機や学習歴を持つ生徒が学ぶ場となっています。また、定時制課程のなかには、日本語指導の必要な外国人生徒が多く在籍している学校もあります。

本県では、北部・中部・南部の各地域に三部制*2 の定時制高等学校を設置し、柔軟なカリキュラムによる教育活動を展開しています。このうち、北星高等学校には定時制・通信制の両課程を設置し、これを拠点に周辺の学校と連携することで北星高等

*1 インターンシップ

事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の就業体験。高等学校学習指導要領には、「地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする」とある。

*2 三部制（多部制）

定時制課程において、昼間部・夜間部、午前部・午後部・夜間部等、学ぶ時間帯を1日のうちで複数に分けて設定するシステム。生徒は仕事やライフスタイルに合わせて、いずれかの部に所属して学ぶ。

学校の機能をより多くの生徒が共有できるようにする「定通ネットワーク*1」を構築しました。

定時制課程では、通信制課程の授業を併修することにより、自校にはない科目を履修することができ、豊かな学びにつなげることができます。そのため、通信制課程を設置している高等学校から距離を隔てている高等学校の定時制課程において、通信制課程のスクーリングを自校で受けることができるよう、連携併修*2のしくみを整えてきました。また、日本語指導の必要な外国人生徒が多く在籍している学校では、外国人生徒教育の充実を進めています。

他方で、小規模な定時制課程では、教員数が少なく、開設科目に限界があるなど、生徒の多様なニーズに必ずしも十分に対応できていない現状もあります。このことから、より魅力ある教育を提供できるよう、連携併修のしくみ等を生かしたさらなる活性化を進めるとともに、中学生の進路希望状況や地理的配置、地域のニーズ等を踏まえ、統廃合も視野に入れた今後のあり方について検討します。

通信制課程では、自宅等での学習を基本に、レポート（添削指導）やスクーリング（面接指導）により学習を行っていますが、今後は協力校*3の設置により通信制課程を設置している高等学校の遠隔地に住む生徒が居住地の近くでスクーリングを受けることができるようにするなど、利便性の向上について検討します。

（５）特別支援教育の推進

高等学校においても、発達障がい等、特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍しています。このことから、各学校に特別支援教育に係る校内委員会を設置するととも

*1 定通ネットワーク

定時制課程（昼間部、夜間部）及び通信制課程を置く独立校を拠点とし、周辺の学校との連携を推進することにより、拠点校の機能を多くの生徒が共有できるようにするシステム。

*2 連携併修

定時制課程を設置する高等学校が、通信制課程を設置する高等学校と連携し、自校の生徒に対して自校で通信制課程の教育を行うシステム。定時制課程で学ぶ生徒が、自校で通信制課程の学習を行って単位を修得し、これを定時制課程を卒業するための単位とすることができる。

*3 協力校

通信制課程を設置する高等学校が実施するスクーリング（面接指導）や定期試験等に協力する高等学校。地理的な制約等により通信制課程の教育を受けにくい生徒が、居住地に近い高等学校でこれらを受けることが可能となる。

に、教員のなかに特別支援教育推進の中心となる特別支援教育コーディネーター*1の役割を担う者を置き、体制の整備を図っています。

今後は、施設のバリアフリー化をはじめとする教育環境の整備、小中学校からの支援内容の引き継ぎ体制の強化、卒業後の社会的・職業的自立のための進路指導の充実等、個に応じた支援の拡充を行っていきます。また、特別支援教育を必要とする生徒がどの高等学校にも在籍しているという認識のもと、関係機関と連携しつつ、特別支援学校のセンター的機能や発達障がい支援員による巡回相談のさらなる活用、教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。さらに、視覚情報を活用した指導方法*2や、ソーシャル・スキル・トレーニング*3などの支援方法について研究を進め、これらの普及を進めること等により、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

(6) 外国人生徒教育の充実

高等学校において日本語指導が必要な外国人生徒が増加しているなか、各学校の課題に応じて、外国人生徒の日本語能力や進路希望に応じた学習指導等を拡充する必要があります。

今後は、外国人生徒支援専門員等を活用し、学習言語の習得のための指導内容や指導

*1 特別支援教育コーディネーター

各学校の特別支援教育の推進担当者。学校内では教職員の連絡調整や校内委員会の推進、対外的には関係機関との連絡調整等を行う。

*2 視覚情報を活用した指導方法

発達障がいのある生徒等には、文字や図形等による視覚情報を用いて学習内容や予定・手順等を示すことにより、理解が進みやすいことがあることから、視覚情報を指導に積極的に活用すること。

*3 ソーシャル・スキル・トレーニング

人間関係を適切に築き、社会生活を円滑に営むため、これに必要な能力や態度を効果的に身につけるために行うトレーニング。ワークシート、ロールプレー等を用い、日常生活のなかの対人関係上の課題への対応等について、演習等を行う。

方法の研究を進め、高校におけるJSLカリキュラム*1として普及を進めるとともに、日本語指導・適応指導の充実を図ります。また、社会的・職業的な自立に向けて、教育相談の充実や、関係機関との連携による支援を進めます。

(7) 諸制度に関する今後の方向性

県立高等学校活性化に関係する諸制度について、今後の方向性を示します。

① 中高一貫教育*2

本県では、連携型中高一貫教育を、全国に先駆けて平成11年度から導入しました。これを実施している学校では、体系的なキャリア教育に取り組み、優れたコミュニケーション力を育むなどの成果をあげています。一方、少子化による中学校卒業生数の減少のなかで、連携中学校から連携高等学校への進学率が伸び悩んでいる地域もあります。

今後は、連携型中高一貫教育の趣旨が十分に生かしているかの検討を行い、必要に応じて連携のあり方の見直しを進めます。

県立の中等教育学校や併設型中高一貫教育校の設置については、その理念や課題をさらに明確にするとともに、県内各地域の状況等を踏まえ、幅広い県民の意見を十分に聞きながら、設置も視野に入れて検討を進めます。

*1 JSLカリキュラム

日本語指導が必要な外国人生徒が学習活動に参加するための力を育成することを目的として、日本語で学ぶ「第二言語としての日本語 (Japanese as a second language)」カリキュラム。日本語指導と並行しながら実施する。具体物や直接的体験を用いることを重視し、学習項目を固定した順序で配置せず、柔軟に学習指導を展開する。

*2 中高一貫教育

中学校と高等学校での6年間で、一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ教育方式。平成11年度から導入することが可能になった。中等教育学校、併設型、連携型の3つの実施形態がある。中等教育学校は、1つの学校として6年間で一体的に中高一貫教育を行うもの。併設型は、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、既存の市町立中学校と県立高等学校などが教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで実施するもの。

② 単位制*1

本県では、単位制について、個に応じた教育課程の履修が可能であることから、多様化する生徒に対応する方策の一つとして導入を進め、県立高等学校のうち、全日制課程16校（うち総合学科7校）、定時制課程9校（うち総合学科1校）、通信制課程2校に導入しています。

単位制が導入された学校では、生徒の興味・関心、能力・適性に応じた選択科目の設置や、習熟度別少人数指導によるきめ細かな教育などが行われています。

今後は、単位制をさらに充実するため、生徒が自らの興味・関心や適性、進路希望を十分に意識して適切な科目選択ができるよう、明確な目的意識や主体的に判断する力を育む教育をさらに充実します。また、学校や地域の特色に応じた適切な科目が開設されているかどうか検証を行い、教育内容の一層の充実を図ります。

③ 入学者選抜制度

生徒の多様な関心や目的意識と、各県立高等学校の特色に対応したわかりやすい入学者選抜を実施する趣旨から、平成20年度入学者選抜より、各学校の学科・コースの特色に応じて実施する前期選抜と、共通の学力検査等により実施する後期選抜を実施しています。

今後は、現行の前期選抜・後期選抜による入学者選抜制度のなかで、中学生等が主体的に高等学校を選択しているか、中学校から高等学校へと進学する過程で学力が適切に育まれているか等の観点から制度を検証し、より適切な制度となるよう取り組みます。

(8) 教員の資質の向上

学校教育の充実・発展は、教員の資質に大きくかかっています。本県が取り組んでいく理数教育及び英語教育、専門学科等における高度な資格取得や知識・技術の習得に係る指導をはじめ、高校教育のあらゆる分野において、生徒の学ぶ意欲を積極的に引き出し、適切に指導するためには、教員が専門職として指導力や人間性を磨くことが必要です。

そのため、授業研究を通じた授業力向上のための研修の充実、各教科研究会と連携

*1 単位制

学年による教育課程の区別を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められるシステム。生徒は、自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に応じた科目を選択し学習できる。運用によっては、年次を越えた教科・科目の選択が可能になる。また、転入学・編入学、年度途中での入学や卒業、定通併修等、単位修得の柔軟さを生かした取組を効果的に進められる。

した教科指導の専門性向上への支援、大学等高等教育機関・企業・高度な技術を有する職人等との連携による専門技術習得の機会の創出を進めます。さらに、自立し他と共に生きる人材の育成、多様なニーズに応える教育等の実現のため、教員の自己研鑽、OJT*1、研修のしくみのさらなる充実を進めます。

(9) 学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり

各県立高等学校は、教職員が対話と気づきを大切にしながら、生徒や保護者等の立場にたって目指す学校像を描き、継続的な改善を行っていくという三重県型「学校経営品質」の考え方を教育活動のベースとして位置づけ、これに基づく学校マネジメントを進めつつ、特色化・魅力化に取り組んでいます。

このなかで、学校評価*2を、学校の現状を把握するための重要な手段として位置づけています。学校評価には、教職員が行う自己評価、保護者等が自己評価の結果について評価することを基本として行う学校関係者評価、専門家等が客観的な評価を行う第三者評価があります。県立高等学校においては、平成13年度から自己評価の実施と公表を行い、平成24年度からはすべての県立高等学校で学校関係者評価を実施しています。

学校評価の目的の一つは、保護者や地域の方々との連携・協力による学校づくりを進めることにあり、開かれた学校づくりに資するものです。開かれた学校づくりは、こうした学校評価や、学校における外部指導者の活用、地域公開講座の開設、学校評

*1 OJT

On-the-Job-Trainingの略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させること。

*2 学校評価

学校が、自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を公表するとともに、それに基づいて学校運営の改善を図っていく制度。教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された評価委員会等が自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等が客観的な評価を行う「第三者評価」の3つの形態がある。

議員制度*1等を通して進めていきます。

こうした取組により各学校における自主的・具体的な改善活動を推進するとともに、学校の一層の特色化・魅力化を図ります。

また、県立高等学校のより円滑な運営体制を確保するため、学校教育法の改正により設置が可能となった副校長、主幹教諭、指導教諭を配置することについて、検討を進めます。

5 各学科の教育内容の充実による活性化

県立高等学校が、今後も社会の変化に的確に対応し、生徒の実態や多様なニーズを踏まえた学びを提供して自己実現・進路実現を図ることができるよう、各学科において、以下のように教育内容の充実に取り組みます。

(1) 普通科・普通科系専門学科

《現状と課題》

普通科に学ぶ生徒の進路希望は、大学、短大、専修学校等の高等教育機関への進学や企業等への就職など、多岐にわたっています。こうしたなかで、普通科には、発展的な内容を学習する機会の提供、幅広い進路希望に対応した指導体制の整備、生徒の目標達成に向けた支援の充実、義務教育段階での学習内容の確実な定着、専門学科より割合の多い就職後の早期離職を防止する対策など、さまざまな課題があります。このことから、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ることに加え、個に応じた多様な教育、生徒の学習ニーズに応じたきめ細かな教育を展開することが求められます。

また、普通科のコースや普通科系専門学科については、学習内容が社会や中学生のニーズに十分対応しているか、学習した内容が進路実現に十分生かされているか等の検証が必要です。

《今後の対応策》

大学等高等教育機関への進学希望者が多い高等学校では、進学希望の実現に向けた指導のさらなる充実を図るなかで、発展的な学習内容や探究的な学習活動のより効果

*1 学校評議員制度

保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くための制度の一つ。教育委員会の判断により学校ごとに置かれるもので、教育に関する理解と見識を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

的な指導方法について研究します。また、学校間の連携を進めて指導のあり方のさらなる改善を図るとともに、生徒が学校を越えて共に学びながら切磋琢磨する機会を設けるなどして、高い志をもって進学を志望する生徒への支援を進めます。さらに、生徒が将来の社会的・職業的に自立した生き方を十分意識しながら進路実現を図っていくよう、大学等高等教育機関や外部の教育機関との連携を拡充し、大学等への進学その先にある自己実現を視野に入れた目的意識を育成します。

普通科の高等学校には、進学希望者だけでなく就職希望者も在籍し、生徒の進路先が多様な学校があります。このような学校では、進学と就職の両方に対応した効果的なカリキュラムの検討、類型の充実や見直し、習熟度別学習の推進とともに、就業体験活動やボランティア活動などを積極的に取り入れることにより、生徒が自分自身の適性や役割を理解することができるよう、一人ひとりの目標達成に向けた支援を充実します。

就職希望者が多い普通科では、関係機関と連携して、職業に関する体験的な学習の機会を設けるとともに、就職に向けた相談体制の充実を図り、就職支援や早期離職防止策を推進します。また、教育課程のなかの職業科目の拡充や学校設定科目の開設により勤労観・職業観を育成するとともに、授業時間の弾力的運用、評価方法の改善などを進めながら、義務教育段階の学習内容の確実な定着も含めた基礎学力の定着を図り、生徒の意欲を引き出し、成就感や達成感が実感できる教育に取り組みます。

普通科系専門学科や普通科のコースでは、それぞれの学科・コースが重点的に行う教育内容を生かし、思考力・判断力・表現力等を育みます。理数科・英語科では、理数教育や英語教育に取り組む中核的拠点として、大学等高等教育機関と連携し、より高度な内容の学習機会を提供するとともに、専門性を生かした進路実現につながるよう、生徒の主体的な学習や体験活動の充実を図ります。芸術・スポーツ・異文化理解等に関する学科やコースにおいては、これまでの取組の成果を検証しつつ一層の特色化・魅力化を図るとともに、学科・コースが設置目的を十分に発揮できているかどうか検証を行い、必要に応じて設置している学科・コースの見直しを行います。

(2) 職業系専門学科

《現状と課題》

県立高等学校には、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉に関する専門学科を設置し、職業教育等を通して生徒の自己実現を図り、将来のスペシャリストを育成できるよう取り組んでいます。これらの学科については、教育資源を有効活用しつつ活性化を図るため、学科の拠点化を進めてきました。また、経済のグローバル化、産業技術の高度化、情報化などといった社会の変化に対応するため、学科改編や類型の設置等による活性化を進めています。

いずれの学科においても、産業界が求める資質や能力、職業教育への期待やニーズを適切に把握し、教育内容に反映していくことが必要です。

《今後の対応策》

職業系専門学科においては、社会で必要となる基礎学力の定着や、各専門分野の基礎的・基本的な教育に重点を置くとともに、コミュニケーション力の向上を図り、勤労観・職業観を育成します。また、積極的に学び専門的な知識・技術を習得しようとする意欲や態度を育み、地域産業に貢献できる人材を育成します。さらに、異なる学科が共同して教育活動を行うなど学科間の連携を拡充し、従来の学科の枠を越えた総合的な知識を持った人材の育成を図ります。

こうした職業教育において、専門性の深化が十分に図られるよう、教員の資質向上を目的とした企業研修等を推進するとともに、産業教育設備の計画的な充実を進めます。さらに、地域の産業界を担う人材を育成するため、県行政の各部局、経済団体、大学等高等教育機関と連携した事業等を実施し、学科の活力を高めます。

加えて、社会の変化によりの確に対応するため、産業界等の意見を踏まえ、学科改編や類型の設置等による活性化について、引き続き検討を進めます。

a 農業に関する学科

《現状と課題》

農業に関する学科は、5校に設置し、食料生産、食品加工、園芸・造園等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。農業の持つ魅力や可能性を伝えながら、地域の農業を担う意欲を持ち、専門性と人間性を兼ね備えた生徒の育成に努めています。

農産物を含む貿易のグローバル化が進み、農業政策が国内市場の保護から国際競争力の強化へと大きく変容するなかで、高付加価値を持つ農産物の開発・生産・加工等、今後の農業の課題は多様で複雑なものとなっています。こうした新たな課題に対応し、意欲を持った、次世代の農業の担い手を育成することが求められています。

《今後の対応策》

農業は多様な魅力と可能性を持つ産業であることを十分に伝えながら、農業の各分野に関する専門的知識・技術の習得を図るとともに、生産から販売までをトータルに考えてグローバルな視点で農業をマネジメントする力を育成します。

具体的には、高度な技術研究・資格取得、産業現場等における長期間の実習、農

業と第2次・第3次産業との融合による6次産業化*1を踏まえた新しい農業ビジネスの学習、高付加価値を持つ農産物の開発・生産・加工に関する研究、商品やサービスの企画・提案等の実践的な教育を推進します。

こうした取組を、産業界や大学等高等教育機関との連携を一層強めながら進めることにより、食と農業を総合的に考えることができ、経営感覚と起業家精神を持つ人材を育成します。

b 工業に関する学科

《現状と課題》

工業に関する学科は、全日制課程9校、定時制課程2校に設置し、機械、電気、建築等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。進路先は製造業への就職が高い割合を占めていますが、工業技術の高度化や複合化にともない、産業界から求められる資質・能力は、高度な技術に加え、専攻する分野にとどまらない幅広い知識、コミュニケーション力など、多岐にわたっています。

これまでの実践的な取組として、専門性を育む全国的なコンテストや競技会等において顕著な成績をあげている他、多くの生徒が高度な国家資格を取得しています。また、専門教育で学んだ知識・技術を活かし、地域のイベントや出前授業等に積極的に参加し、コミュニケーション力や課題解決力の向上を図っています。

グローバル化にともなう企業の海外進出、経営内容の多角化などに対応できるよう、生涯にわたり学び続け、柔軟な考え方ができるスペシャリストの育成を目指し、教育内容の一層の充実を図る必要があります。

《今後の対応策》

ものづくりを担う人材を育成する観点から、コンテスト等での入賞などを目指す実践的な取組や、高度な資格取得を目指す取組、日本版デュアルシステム*2の推進等を通して、専門教育の深化を図ります。また、産業構造の変化に対応するため、専攻する分野以外の幅広い工業分野についての学習指導を充実したものとし、専攻

*1 6次産業化

農業などの第1次産業が、食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも主体的かつ総合的にかかわることで、加工や流通などによる付加価値を得て、活性化しようとする取組。

*2 日本版デュアルシステム

産業界と学校が連携して事業所等で実施する長期間の実習を通して、専門的な知識や技術・技能や、望ましい勤労観・職業観を育成するシステム。

する分野以外の資格を取得できるよう取り組みます。

さらに、グローバル化の進展や雇用の多様化・流動化等に対応し、変化が激しい社会で活躍しつづけられる資質を育成するため、地域行事への積極的な参加やものづくり教室の開催、学習の成果を活かしたボランティア活動などの実践的な活動を通して、表現力をはじめとするコミュニケーション力や行動力、課題探求力を養い、生涯を通して学習しつづける意欲や態度を育みます。

c 商業に関する学科

《現状と課題》

商業に関する学科は、全日制課程7校、定時制課程1校に設置し、マーケティング、簿記会計、情報処理等々の分野で、実践的な教育を行っています。ビジネススキルの習得に努めるとともに、ビジネスの現場で活用できる力を育成しています。具体的には、地元商店等と連携した商品開発や、地域の活性化に向けた企画提案、資格取得や競技会への参加等の取組を推進しています。

こうした取組のさらなる充実を目指し、産業界や生徒のニーズを検証して教育内容に一層反映するとともに、商業教育の魅力を中学生等にわかりやすく発信していくことが必要です。また、大学等高等教育機関と連携し、将来のスペシャリストとして産業界に貢献できる人材を育成する体制づくりが求められます。

《今後の対応策》

消費者の満足を実現する能力、経済の動向を読み解く能力、会計情報を活用する能力、情報ネットワークを活用する能力をバランス良く高め、ビジネスの現場で活用できる企画力・提案力を備えた人材を育成します。

具体的には、ビジネスの現場で活用できる基礎的な英語力の習得、実際のビジネスに即した体験的な学習、新しいビジネス形態の模索等に係る取組の充実を図ります。

こうした取組において、経済団体、大学等高等教育機関との連携をより一層進めることにより、地元産業界に貢献できる人材の育成に重きを置いた商業教育を進め、専門性を生かした進路実現を図ります。

d 水産に関する学科

《現状と課題》

水産に関する学科は、水産高等学校に3つの学科を設置し、航海、漁業、機関、食品製造等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。

水産技術の高度化や地域の漁業の特色を見据えた水産教育を推進することが求め

られていますが、就職先が必ずしも専門性を生かしたものになっていない現状があり、より高度な専門性を身につけるため大学等高等教育機関や専攻科への進学者の増加を図るとともに、専門性をより生かした就職先の確保に努める必要があります。また、地域の少子化が進むなかで、今後の水産教育のあり方について、広い視野から検討していく必要があります。

《今後の対応策》

就業者の高齢化、後継者不足、魚価の低迷等、水産業をとりまく環境は厳しいものがありますが、本県のこれまでの栽培漁業等の実績を踏まえ、水産業界や地元産業界のニーズを検証しつつ、担い手づくりを進めていきます。

具体的には、地元の水産資源を活用した商品の共同開発等を通して産業振興や地域活性化につながる学習指導を展開します。また、乗船実習等を、船舶運航や漁業に関する知識や技術、集団生活における協調性やコミュニケーション力、国際的感覚等を高める重要な実践教育ととらえ、一層効果を高められるよう、その内容について工夫・改善を図ります。

さらに、海に学び水産業を支えていく志や態度を育むなかで、大学等高等教育機関や専攻科への進学率を高め、高度な資格を持った将来のスペシャリストの育成に努めます。

e 家庭に関する学科

《現状と課題》

家庭に関する学科は、6校に設置し、食物や服飾等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。生活にかかわる産業で求められる力を育成するため、専門的な知識や技術の確実な習得、職業意識を高める取組等を一層推進していくことが必要です。

《今後の対応策》

少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化等に対応するため、食育を推進するとともに、衣食住や保育・介護などのヒューマンサービス等に関する生活産業を担う人材を育成します。

具体的には、従前から行っている高度な職業資格の取得や実習、各種コンクールへの参加に加え、小中学生や地域住民を対象にした手芸・調理等の公開講座の開催、企業等との協働による地元食材を活用した商品開発、福祉施設と連携した高齢者のデイサービスの実施等を通して、地域社会に貢献しつつ、企画力やマネジメント力、コミュニケーション力を育成します。

また、幅広い知識や考え方を身につけるため、異なる学科が共同して研究を行うなど、学科や学校を越えた連携を推進します。これらを通して、生活産業のスペシャリストとして、生活の質の向上や生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成し、進路実現に生かします。

f 看護に関する学科

《現状と課題》

看護に関する学科は、桑名高等学校に設置し、医療・看護の分野で、実践的な教育を行い、看護師養成の唯一の県立高等学校として、専攻科と合わせて5年一貫教育を実施しています。平成23年度から、桑名高等学校衛生看護分校に設置していた衛生看護科・衛生看護専攻科を廃止し、桑名高等学校内にこれを設置しました。

平成21年度の厚生労働省のカリキュラム改正により教育内容の充実が求められており、5年一貫教育をさらに充実させていくことが必要です。一方で、地域医療体制が変化するなか、医師講師や実習病院（産婦人科・小児科）を確保することがますます難しくなっています。

《今後の対応策》

医師講師や実習病院の確保、医療の高度化に対応した専門的な学習の充実のため、関係機関や大学等高等教育機関との連携を強化します。

また、桑名高等学校内に設置されたことを生かした校内の他学科の生徒との交流や、臨床の場での看護実習をはじめとした看護実践の場での実習等を通して、豊かな人間性や他職種と連携する能力を育成します。これらの取組により、専門性の高い看護知識・技術、看護倫理、コミュニケーション力などを有した人材の育成に努めます。

g 情報に関する学科

《現状と課題》

情報に関する学科は、亀山高等学校に設置し、実践的な教育を行っています。コンピュータやネットワークを活用する能力を身につけた情報のエキスパートを育てる学習指導を実施し、情報技術の高度化・多様化に対応した人材を育成していますが、就職先が必ずしも専門性を生かしたものになっていないことが課題です。

《今後の対応策》

さまざまなメディアやソフトウェアを活用した課題解決型の学習を充実するとともに、関連の大学等高等教育機関・企業等との連携を推進して、情報技術の高度化

・多様化に対応した将来のスペシャリストの育成に取り組みます。また、卒業生の進路状況も注視しながら、学科の教育内容が情報技術者に係る社会からのニーズや生徒の進路希望に十分に対応しているか検証し、より高度な専門性を身につけるため大学等高等教育機関への進学者の増加を図ることを含め、今後のあり方について検討します。

h 福祉に関する学科

《現状と課題》

福祉に関する学科は、3校に設置し、実践的な教育を行っています。介護福祉士受験資格の取得の他、高齢者、障がい者、乳幼児等にかかわる多様な福祉サービスに対応できる専門的な知識・技術の習得を図っています。高齢化の一層の進展や不安定な経済状況、生活スタイルの多様化等を背景に、福祉にかかわるニーズは今後ますます増大することが予想される一方で、介護福祉士受験資格については、法改正により取得の条件が厳しくなったことから、介護福祉士養成のための要件を満たす教員の確保が急務となっています。また、実習先の確保や新たなカリキュラムへの対応が必要です。

《今後の対応策》

多様で質の高い福祉サービスを提供し、幅広く社会福祉分野で活躍できる人材を育成するため、関係機関と連携し、介護福祉士養成校の要件を満たす教員や実習先の確保に努めつつ、教育課程の工夫・改善、地域福祉への貢献等を通して、より実践的な知識・技術、ホスピタリティの精神やコミュニケーション力を育成します。

(3) 総合学科

《現状と課題》

総合学科は、全日制課程7校、定時制課程1校に設置しています。各学校に4～8系列の選択科目を設け、生徒は進路希望や適性等に応じて学びたい科目を自分で選択して、主体的な学習を行っています。

総合学科では、学びたい科目を自分で選択し主体的な学習ができるとともに、科目選択を通して自己理解力や将来を設計する能力など社会的・職業的自立に必要な力が育まれる等のメリットがあります。その反面、科目選択の自由度が高いことにより、系統的な学力や専門性が十分身につかない場合があるという課題も指摘されています。このことから、幅広い進路希望により十分に対応できるよう、教育課程の工夫・改善や教育内容の一層の充実を図るとともに、取組の成果と課題について、卒業生の進路状況等の実態把握を行い、検証していくことが必要です。

《今後の対応策》

原則履修科目の「産業社会と人間」をベースに、社会的・職業的自立に必要な知識・能力・態度を育成するため、体験的な学習の一層の充実を図り、課題対応能力を育成します。また、ガイダンスの一層の充実を図り、自由度の高い科目選択に基づく学習が、将来の進路実現に確実につながるようにします。

さらに、入学志願者の動向や卒業生の進路状況等を注視しながら、各学校が総合学科の設置の趣旨を十分生かしているかどうか実態把握を行い、県全体の総合学科の配置における地域バランス等を踏まえながら、必要に応じて、生徒や地域のニーズ、学校の実態に応じた系列の再編成等、学科のあり方を検討します。

6 県立高等学校の適正規模・適正配置

(1) 全日制高等学校の適正規模

県立高等学校の適正規模については、生徒にとって魅力ある学習環境を整えるとともに、学校の活力を維持・充実していく観点から、各学校の設置の目的、学科・コースの設置状況、求められる学習ニーズや教育内容に応じたものとしていくことを基本とします。そのうえで、平成11年の「三重県高等学校再編活性化推進調査研究委員会」の調査研究に基づき、多様な選択科目を開設し、活力ある教育活動を展開するとともに、学校行事等の諸活動が円滑かつ効果的に実施できるという観点から、引き続き、原則として1学年3学級以上8学級以下を適正規模とし、県全体の県立高等学校1校あたりの1学年学級数の平均値が6を大きく下回ったり、上回ったりしないよう努めます。

(2) 大規模校の適正化

これまで適正規模化に取り組んだ結果、9学級以上の大規模校は平成14年度には14校ありましたが、平成24年度には4校となっています。県全体では少子化の傾向が続きますが、地域によって状況は異なっており、一部の地域では、今後、中学校卒業生数が一時的に大きく増加することが見込まれています。こうしたことから、一部の1学年9学級の大規模校がしばらく継続することが想定されますが、その後は中学校卒業生数の推移を注視しながら、大規模校の適正化を進めます。

(3) 小規模校の適正化

小規模校については、今後も地域全体を視野に入れて教育の質的な向上を図ることで生徒に魅力ある教育環境を整備するという観点から、活性化について検討します。

なお、小規模校の適正化策については、従来の計画と同じ考え方から、次のとおりとします。

- ① 1学年2学級以下の高等学校は、改めて設置の意義を検証し、原則として分校とするとともに、近隣の高等学校との統廃合を視野に入れて、活性化に係る協議を行います。分校の呼称は、原則として「〇〇校舎」または「〇〇校」とします。
- ② 分校については、入学者数が募集定員の半数に満たず、その後も増える見込みがない場合は、原則として翌年度から募集停止とします。
- ③ 1学年2学級の規模を設置のコンセプトの一つとして開校した学校については、改めて設置の意義を検証し、今後のあり方について検討します。
- ④ 1学年3学級以上の学校にあっても、今後の生徒数の減少を見据え、生徒にとってより魅力ある教育環境を整備するため、近隣の高等学校との統廃合等、地域全体の高校教育のあり方を検討するなかで、積極的に活性化を進めます。

(4) 適正配置

地域における高校教育に関するさまざまなニーズ、地域社会の状況、通学の利便性等を踏まえ、望ましい課程・学科・コース・類型や教育内容を持つ県立高等学校を適切に配置することを基本とします。

7 各地域の県立高等学校活性化の取組

(1) 基本的な考え方

すべての学校において、「1 はじめに」から「5 各学科の教育内容の充実による活性化」の記述を踏まえて活性化に取り組みます。

また、「6 県立高等学校の適正規模・適正配置」の記述を踏まえ、各県立高等学校が教育課程の柔軟な編成や活力ある教育活動を展開できる望ましい学校規模となるよう、各地域の中学校卒業予定者数の推移に応じて募集定員を策定し、適正規模・適正配置を進めます。その際に、産業界のニーズや私立高等学校の募集定員等を参考にするとともに、普通科・専門学科・総合学科のバランスに十分に配慮します。こうした適正規模・適正配置の推進を通して各学校の活力の維持・充実を図ることを、活性化の取組の一つととらえます。

以上をもとに、各地域の県立高等学校活性化に向けた取組について、経緯、現状と課題、今後のあり方を示すとともに、適正規模・適正配置の推進についてその内容を示すべき学校、特色化・魅力化が特に図られつつありその進め方の例を示すべき学校、及び今後の活性化の方向性を明示すべき学校については、学校名を記して活性化の方策を表します。

(2) 各地域における県立高等学校の活性化

① 桑員・四日市地域

この地域では、平成23年度に、桑名高等学校衛生看護分校を桑名高等学校衛生看護科として、本校内に移転しました。また、平成24年度に、川越高等学校英語科を国際文理科に改編し、英語力をベースに、文科系だけでなく理科系の進路希望にも対応できる学科としました。定時制課程・通信制課程では、平成18年度に、北星高等学校を両課程を備える学校として設置し、県北部地域の定通ネットワークの拠点となる学校として整備を進めてきました。

今後は、中学校卒業生数が平成25年3月と平成26年3月にそれぞれ100人以上増加することが予想されており、2年続けての学級増が必要となります。平成27年度以降については、中学校卒業生数が減少傾向にあることから、中学生の進路希望状況等を踏まえ、学級数を減ずることによって適正規模・適正配置の推進に取り組みます。

桑名北高等学校は、生徒一人ひとりのコミュニケーション力を育成し、キャリア教育を推進するため、総合的な学習の時間「みらい」や学校設定教科「ヒューマン」などにおいて先進的な取組を展開し、成果をあげています。今後は、協同学習におけるグループ学習の研究を実施するとともに、各教科の学習における言語活動の充実を図り、学習意欲を一層高める取組を進めます。

桑名工業高等学校は、実践的かつ高度な技能の習得と勤労観・職業観の育成を図る日本版デュアルシステム取組等により、生徒の目的意識を高め、進路実現を推進するなどの成果をあげています。今後は日本版デュアルシステム等の取組の一層の充実を図るとともに、地域活動に参加して行う環境教育や、ものづくり教室などの活動を通して、地域社会に貢献する人材育成を進めます。

朝明高等学校は、協同学習を取り入れた授業実践や、保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を重視した学習プログラムの開発により、授業改善の取組やキャリア教育の充実を推進しています。今後は、平成25年度に普通科福祉コースを「ふくし科」に改編し、地域の福祉教育の拠点として、高い専門性を持った人材を育成します。

四日市四郷高等学校は、多様なニーズに対応するため、5つのコース・類型（スポーツ科学、芸術、情報、文系、理系）を設置しています。授業改善を通じた基礎的・基本的な学習内容の定着、生徒理解に基づいた生徒指導に取り組み、生徒の自己実現・進路実現を図っています。今後は、5つの類型の目標をより明確化するとともに、施設開放や地域の小中学校との交流を一層進めることにより、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

四日市農芸高等学校は、環境教育の推進、学校公園化の取組、起業家教育の推進、地域団体との連携を積極的に進め、農業学科と家庭学科における専門教育を通して自然や環境を尊重する心や豊かな人間性を育み、地域社会に貢献する人材を育成しています。今後は、農業学科と家庭学科が共同した教育活動を行うなど学科間の連携を拡充し、学科の枠を越えた総合的な知識・技術を持った人材の育成を進めます。

四日市商業高等学校は、地域活性化に向けた企画提案、小学校と連携した経済体験プログラムの運営、独自のケース教材を活用した授業実践など、商業教育を通して地域産業の即戦力となる人材を育成しています。今後は、専門性を重視した大学等高等教育機関との接続や地域経済のさまざまな主体との連携を拡充し、経済社会の実態に即した専門性の高いビジネス教育を推進します。また、平成25年度には情報処理科を情報マネジメント科に改編し、より高い専門性を持った人材の育成を進めます。

② 鈴鹿・亀山地域

この地域では、平成22年度に、石薬師高等学校の敷地内に杉の子特別支援学校石薬師分校（知的障がいの教育部門を設置する特別支援学校の高等部）を開校しました。また、外国人生徒の高等学校への進学が増加傾向にある状況に対応するため、平成23年度に神戸高等学校定時制と亀山高等学校定時制を統合し、飯野高等学校に夜間定時制課程を併設して、全日制課程の授業の一部を受けられるようにするなど、柔軟な体制を整えました。

今後は、中学校卒業生数が増減を繰り返しますが、隣接する津地域の中学校卒業生数の推移や、四日市地域への進学者の動向も勘案しながら、適正な募集定員となるよう、学級数の増減を行います。

なお、この地域では、飯野高等学校を除くすべての県立高等学校に普通科を設置しており、募集定員に占める普通科の比率が高くなっている一方で、体育科（稻生高等学校）やシステムメディア科（亀山高等学校）、文化教養（吹奏楽）コース（白子高等学校）等、県内に唯一の学科、コースも設置されています。各学校の特色に応じて、一層の進路保障を図るなど、学校の特色化・魅力化を進めます。

亀山高等学校は、コミュニケーション力の育成に向けたさまざまな取組を進めるなど、体系的なキャリア教育の推進に成果を上げています。今後は、基礎学力の定着・向上を含めた、社会人として求められる力の向上に重点を置くとともに、家庭学科や情報学科の生徒の専門性を一層高め、進路希望に応える学校づくりを進めます。

飯野高等学校は、外国人生徒の教育の拠点として、外国人生徒支援専門員や日本語支援員の活用等を通して、日本語指導を必要とする外国人生徒の日本語習得や学

力向上に向けた指導の工夫・改善を図ります。また、応用デザイン科、英語コミュニケーション科におけるデザインや美術、外国語によるコミュニケーションなどの特色ある教育活動を一層充実することで、活性化を図ります。

稲生高等学校は、生徒の多様なニーズに対応するため、普通科、普通科情報コース、体育科の3つの学科・コースを設置しており、さらに普通科のなかに、モータースポーツ、福祉・ボランティア、ものづくりデザイン、自然・生活、キャリアアップの5つの類型を設置しています。義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学習内容の定着、生徒理解に基づいた生徒指導に取り組んでいます。今後は、これらの取組とともに、進路指導のさらなる充実を図り、一人ひとりの自己実現・進路実現を進めます。

石薬師高等学校は、同じ敷地内に設置された杉の子特別支援学校石薬師分校とのあいだで、合同文化祭や授業を通して両校生徒が交流を行うなど、共生共学の場を構築しようとしています。今後は、2校が同じ敷地に共存していることの良さを発揮することができるよう、お互いの教育の専門性や施設・設備のあり方などを検討し、両校の機能を生かした教育が十分にできるよう取り組みます。

③ 津地域

この地域では、平成21年度に、定時制課程のみえ夢学園高等学校の夜間部の普通科を、昼間部と同じ総合学科に改編し、相互の授業を履修できるようにすることによって、生徒の利便性や学習幅の拡大を図りました。

中学校卒業生数は各年度に増減がありましたが、平成25年3月の卒業生数は平成21年3月時点とほとんど変化がなく、このため、大規模校の適正化は進んでいません。今後は、一時的に中学校卒業生数が増加する年もありますが、平成30年3月までの6年間では200人弱が減少する見込みです。しかしながら、隣接する鈴鹿・亀山地域や松阪地域で中学校卒業生数が増加する年度があるため、これらの地域からの流入の状況や学科の配置も踏まえ、適正な募集定員となるよう学級数の増減を行います。

久居農林高等学校は、平成22年度から、地域や中学生のニーズに対応できるよう農業学科と家庭学科の各分野に関連する類型を整理・統合しました。各類型の特色を活かした地域貢献活動である「わくわく農林塾」の取組は、専門性、自己肯定感、目的意識の向上に効果を上げています。今後は、地域や企業と連携した活動をさらに深めるなかで、コミュニケーション力を高める取組を推進するとともに、専門性の深化を図る学校として活性化を進めます。

白山高等学校は連携型中高一貫教育に取り組んでいますが、連携中学校からの進学率が低く、制度の趣旨を十分に生かしていない現状があることから、今後の連携

のあり方について、検討を進めます。平成23年度からはコミュニティ・スクール*1の研究に取り組んでおり、今後は地域との連携をさらに密にした教育活動に取り組み、学校の活性化を図ります。

④ 松阪地域

この地域では、平成22年度に宮川高等学校と相可高等学校を統合し、(新)相可高等学校を開校しました。今後は、年度によって中学校卒業生数の増減がありますが、平成29年3月までの5年間で見ると減少はない見込みです。

新しく開校した相可高等学校では、農業学科と家庭学科において地域産業の担い手となるスペシャリストを育成するとともに、地域開放講座の実施や地域産業界との協働による商品開発など、多様な主体と連携しながら特色ある取組を進めています。今後は、普通科において、習熟度別少人数指導や、チューター制による総合的な学習の時間の指導を一層充実したものとし、地域と共に歩む学校として、学力向上と進路希望に応じた指導の充実を図ります。

飯南高等学校は、平成11年度から連携型中高一貫教育を実施しており、中高の連携を核にして体系的なキャリア教育に取り組み、優れたコミュニケーション力を育むなどの成果をあげています。平成14年度から1学年2学級規模となっていますが、今後、地元の中学校卒業生が減少するなかで、この規模を維持することが困難となった場合は、分校化も視野に入れた学校のあり方について検討する必要があります。

昴学園高等学校については、平成7年度の創立当初から、1学年2学級規模の総合学科として、個性を伸ばし、多様な進路希望を実現していますが、現在は県内各地域に総合学科が設置されていることなどから、志願者数が減少する傾向にあります。今後も活力ある学校としていくため、寮教育を生かした特色化・魅力化や、教育内容の見直し、地域との連携強化等の検討を進めます。

⑤ 伊勢志摩地域

この地域では、南伊勢高等学校で平成16年度から校舎制(南勢校舎・度会校舎・南島校舎)を実施してきましたが、定員を充足できない状況が続いた南島校舎を

*1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

保護者や地域住民等が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通して、学校の方針決定や教職員の人事について一定の権限をもって学校運営に参画するしくみ。地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりのため、平成16年に制度化された。

平成19年度に募集停止としました。定時制課程では、平成16年度に伊勢実業高等学校に昼間部を設置して伊勢まなび高等学校と改称し、松阪工業高等学校の定時制機械科を統合するとともに、平成17年度には鳥羽高等学校定時制を統合しました。

今後は、中学校卒業生数が平成27年3月までの3年間に約250人、平成27年3月から平成33年3月までの6年間にさらに約450人が減少することが見込まれており、単純に学級数を減じるだけでは、学校としての活力の低下につながるおそれがあります。

南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、及び水産高等学校の4校は、1学年3ないし4学級規模であり、近年定員を満たせない状況もあり、これ以上学級数を減じると、適正規模の維持が困難な状況にあります。また、上記4校以外の学校においても、今後さらに学級減を続けると、生徒の多様なニーズに対応した学習環境を提供することが難しくなる可能性があります。

このことから、伊勢志摩で学ぶ高校生がこれからもいきいきと学ぶことができる学習環境を整えるため、地域全体における高等学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の活力の維持・充実を図る視点から、地域の声を聞きつつ、次の活性化策を進めます。

南伊勢高等学校（南勢校舎・度会校舎）については、今後の中学生の進路希望状況等を見きわめながら、南勢校舎・度会校舎をそれぞれ別の学校の分校とする方向で検討を進めます。

また、今後の伊勢志摩地域の高等学校に関して、地域全体のあり方の視点、専門学科のあり方の視点、鳥羽・志摩・度会地域の学校のあり方の視点から、長期的な視野に立ち、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、地域等との連携を拡充しつつ、内容面の特色化・魅力化を図ります。

⑥ 伊賀地域

この地域では、平成21年度に、上野商業高校、上野農業高校、上野工業高校を募集停止とし、新しい総合専門高校である伊賀白鳳高校を設置しました。その結果、大きな規模の学校のなかで、興味・関心に応じた学科・類型を選択して学ぶ環境が整えられました。

今後は、平成27年度までの3年間で中学校卒業生数が約180人減少することが予測されています。平成28年度には一時的に80人余増加の見込みですが、その後は再び減少傾向が続きます。このことから、伊賀地域で学ぶ高校生がこれからもいきいきと学び続けることができる学習環境を整えるため、地域全体における

高等学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の活力の維持・充実を図る視点から、地域の声を聞きつつ、次の活性化策を進めます。

伊賀白鳳高等学校は、社会の変化に即応できる人材や経済社会のグローバル化に対応できる人材の育成が図られるよう、デュアルシステムの実施等により、キャリア教育を充実し、学科の特色化・魅力化をより進めています。設置後3年が経過したことから、今後は、学科・類型のあり方等を総合的に検証しつつ、地域に一層根ざした学校として活性化を進めます。

学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校は、平成28年度を目途に1校に統合し、それぞれの特色を併せもち、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校づくりを行います。

さらに、長期的な視野に立ち、今後の伊賀地域全体の高等学校のあり方について、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、内容面の特色化・魅力化を図ります。

⑦ 東紀州地域

紀北地域では、平成20年度に尾鷲高等学校長島校の募集を停止し、地域の高等学校は尾鷲高等学校1校となりました。今後は、平成29年3月までの5年間で中学校卒業生数が70人程度減少することが見込まれ、学科・コースの構成を考慮しながら段階的に学級数を減じていく必要があります。同校は、今後も地域で1校の高等学校として、生徒の多様なニーズ、進路希望に対応した効果的なカリキュラム、コース・類型の充実を進めるとともに、引き続き地域の教育関係者と活性化策の検討をすすめ、学校の特色化・魅力化を図ります。また、専門学科については、地域産業と連携し、地域の担い手となる専門的な知識・技術を持った人材を育成します。

紀南地域には、木本高等学校と紀南高等学校の2校を設置しています。木本高等学校では、普通科と総合学科を併置しながら、習熟度別学習や、両学科の取組をリンクさせたキャリア教育により、幅広い進路希望に対応した教育の充実を図っています。紀南高等学校は、平成19年6月にコミュニティ・スクールの指定を受け、地域と強く連携した教育活動を展開するとともに、長期インターンシップや小中学校等と連携したキャリア教育に取り組んでいます。

今後、木本高等学校では、幅広い進路希望によりの的確に対応するため学科のあり方等について検討を進めるとともに、紀南高等学校では、体験的な教育活動の一層の充実や基礎的・基本的な学習内容の定着、主体的に学ぶ意欲の育成に取り組まれますが、当地域では中学校卒業生数が平成27年3月までの3年間に約40人、平成27年3月から平成32年3月までの5年間にさらに約80人が減少することが見込まれています。このことから、紀南地域で学ぶ高校生がこれからもいきいきと学

び続けることができる学習環境を整えるため、地域の高等学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の活力の維持・充実を図る視点から、地域の声を聞きつつ、次の活性化策を進めます。

木本高等学校は1学年5学級規模以上、紀南高等学校は1学年2学級規模以上の学校として併置し、これまでの両校における進路指導の充実等の取組をさらに推進して、内容面の特色化・魅力化を図ります。将来的にこの規模が維持できなくなった場合は、両校を統合することとし、統合の進め方、統合後の学校のあり方等について、あらためて検討します。

県立高等学校の教育課程による分類 【平成24年度入学生】

全日制課程

普通科	桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、菰野、神戸、白子、石薬師、稲生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(南勢、度会校舎)、志摩、上野、名張桔梗丘【単】、名張西、尾鷲【単】、木本、紀南【単】
	四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比文・歴史・数理情報)、朝明(福祉)、四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養)、稲生(情報)、久居(スポーツ科学)【単】、伊勢(国際科学)、志摩(国際)、尾鷲(プログレッシブ)【単】
	四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)【単】
	桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、名張西(情報)、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械・電子機械・工芸デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】
	四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】
	水産
	四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養)
	桑名(衛生看護)
	亀山(システムメディア)
	明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】
専門学科	桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稲生(体育)、飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、松阪商業(国際教養)【単】、上野(理数)、名張西(英語)
	いなべ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】
総合学科	

定時制課程

普通科	桑名、北星【単】、神戸、飯野【単】、亀山、松阪工業【単】、伊勢まなび(昼間部)【単】、上野、名張【単】、尾鷲【単】、木本【単】
専門学科	北星(情報ビジネス)【単】、四日市工業【単】、伊勢まなび(夜間部)のものづくり工学)【単】
総合学科	みえ夢学園【単】

通信制課程

普通科	北星【単】、松阪【単】
-----	-------------

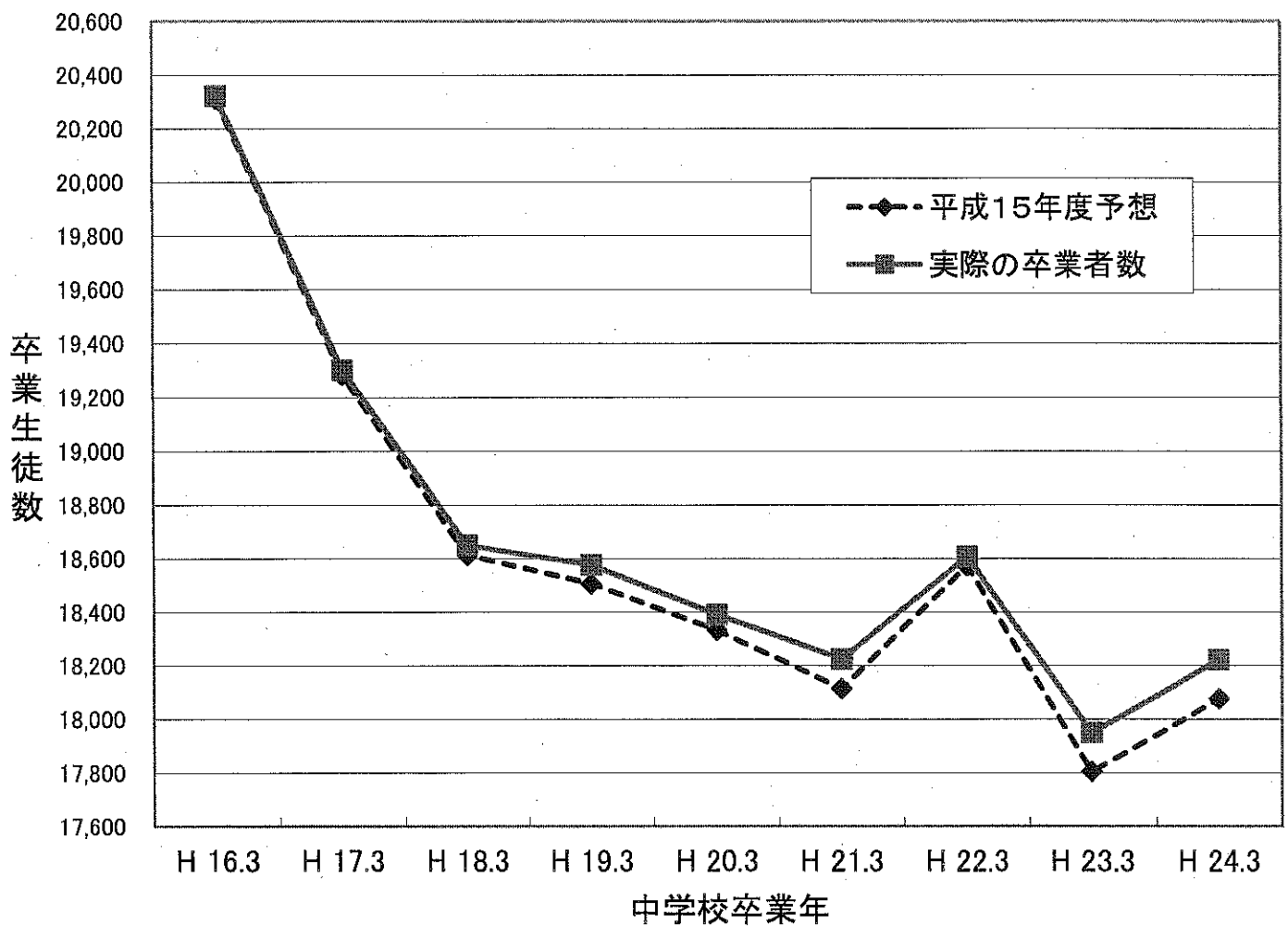
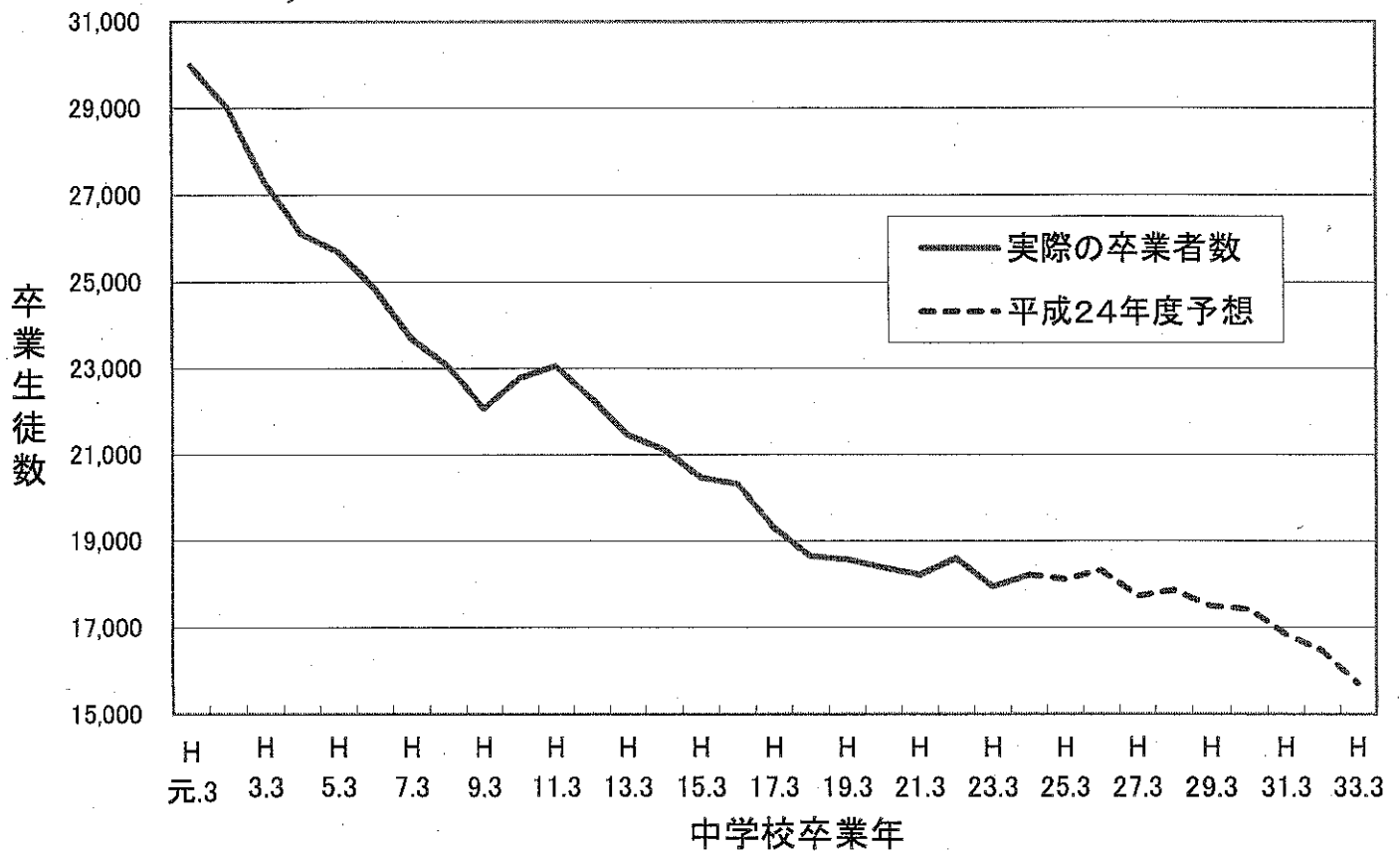
※【単】は単位制

三重県 中学校卒業者の推移と予測(含社会増)

平成24年5月1日 教育総務課調べ

	H 21.3 卒業	H 22.3 卒業	H 23.3 卒業	H 24.3 卒業	H 25.3 現中3	H 26.3 現中2	H 27.3 現中1	H 28.3 現小6	H 29.3 現小5	H 30.3 現小4	H 31.3 現小3	H 32.3 現小2	H 33.3 現小1
桑名	卒業者数	2,153	2,229	2,160	2,133	2,248	2,212	2,169	2,158	2,035	2,079	1,993	1,912
	前年度対比 H24.3対比		76	-69	4	115	-36	-43	-11	-123	44	-86	-81
四日市	卒業者数	3,796	3,762	3,753	3,929	3,927	3,778	3,869	3,835	3,867	3,655	3,583	3,452
	前年度対比 H24.3対比		-34	-9	-2	176	-149	91	-34	84	-212	-72	-131
小計	卒業者数	5,949	5,991	5,913	6,062	6,175	5,990	6,038	5,993	5,902	5,734	5,576	5,364
	前年度対比 H24.3対比		42	-78	2	113	-185	48	-45	-91	-168	-158	-212
鈴鹿	卒業者数	2,419	2,456	2,360	2,472	2,640	2,558	2,640	2,507	2,534	2,473	2,401	2,211
	前年度対比 H24.3対比		37	-96	36	168	-82	82	-133	27	-61	-72	-190
津	卒業者数	2,777	2,987	2,775	2,777	2,810	2,751	2,690	2,643	2,692	2,640	2,679	2,582
	前年度対比 H24.3対比		210	-212	-112	33	-59	-61	-47	49	-52	39	-97
伊賀	卒業者数	1,724	1,742	1,673	1,606	1,602	1,467	1,550	1,476	1,494	1,441	1,422	1,394
	前年度対比 H24.3対比		18	-69	-37	-4	-135	83	-74	18	-53	-19	-28
小計	卒業者数	6,920	7,185	6,808	6,855	7,052	6,776	6,880	6,626	6,720	6,554	6,502	6,187
	前年度対比 H24.3対比		265	-377	232	197	-276	104	-254	94	-166	-52	-315
松阪	卒業者数	2,013	1,962	1,962	2,063	2,015	1,973	2,002	1,989	1,992	1,916	1,915	1,776
	前年度対比 H24.3対比		-51	0	86	-48	-42	29	-13	3	-76	-1	-139
伊勢	卒業者数	2,555	2,704	2,508	2,447	2,396	2,307	2,293	2,265	2,198	2,091	1,987	1,852
	前年度対比 H24.3対比		149	-196	50	-51	-89	-14	-28	-67	-107	-104	-135
尾鷲	卒業者数	367	371	360	328	309	341	290	285	275	244	232	255
	前年度対比 H24.3対比		4	-11	27	-19	32	-51	-5	-10	-31	-12	23
熊野	卒業者数	422	395	399	367	379	341	364	345	340	303	260	285
	前年度対比 H24.3対比		-27	4	-12	12	-38	23	-19	-5	-37	-43	25
小計	卒業者数	5,357	5,432	5,229	5,205	5,099	4,962	4,949	4,884	4,805	4,554	4,394	4,168
	前年度対比 H24.3対比		75	-203	64	-106	-137	-13	-65	-79	-251	-160	-226
県内合計	卒業者数	18,226	18,608	17,950	18,122	18,326	17,728	17,867	17,503	17,427	16,842	16,472	15,719
	前年度対比 H24.3対比		382	-658	102	204	-598	139	-364	-76	-585	-370	-753
					102	102	-496	-357	-721	-797	-1,382	-1,752	-2,505

三重県中学校卒業者の推移と予測 (平成24年5月)



平成24年度三重県教育改革推進会議スケジュールについて

月	時期	全体会議事項	第1部会議事項 「教員の資質の向上」部会	第2部会議事項 「計画策定等」部会
8	上旬	●第2回（8月6日午後） 今年度の審議事項や部会の設置等 について	●第1回（8月6日午後） 「教員の資質の向上」に係る「現 在の取組と成果・課題」について： 事務局からの説明、質疑応答、意見 交換など	●第1回（8月6日午後） 「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」改定について：現計画に係 る現状、課題、修正の方向案の提案 について
	中旬			
	下旬			
9	上旬		●第2回（9月19日午後） 課題についての整理、具体的方 策の提案	
	中旬			
	下旬			
10	上旬			
	中旬			
	下旬			
11	上旬	●第3回（11月19日13時～） 「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」の改定案審議	●第3回（11月19日14時～） 施策の実効性を高める具体的方 策のとりまとめについて	●第2回（11月5日13時半） ①「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」の改定案審議 ②「県立高等学校活性化計画（仮 称）」の審議 ●第3回（11月19日午後） 「県立高等学校活性化計画（仮 称）」の審議
	中旬			
	下旬			
12	上旬			
	中旬			
	下旬			
1	上旬		●第4回（1月9日午前9時～） 今までの審議を「審議のまとめ」 として作成	
	中旬			
	下旬			
2	上旬	●第4回（2月4日午前9時～） ①審議のまとめの策定（第1部会） ②「県立高等学校活性化計画（仮 称）」について（第2部会） ◎三重県教育委員会定例会（15日） で「審議のまとめ」の報告及び「県立 高等学校活性化計画（仮称）」最終案 の審議		
	中旬			
	下旬			
3	上旬	◎三重県議会教育警察常任委員会 （14日）で「審議のまとめ」及び 「県立高等学校活性化計画（仮 称）」の説明		
	中旬			
	下旬			